

令和4年度第1回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会

会 議 次 第

令和4年10月5日（水）
富山労働総合庁舎5階大会議室

議 事

- 1 専門部会長及び同代理の選出について
- 2 専門部会運営規程について
- 3 特定最低賃金審議運営事項について
- 4 専門部会の審議日程について
- 5 労働経済等関係指標について
- 6 最低賃金に関する基礎調査結果について
- 7 最低賃金に関する労使協定締結状況について
- 8 参考人の意見表明について
- 9 労使各側の基本的主張について
- 10 金額等審議
- 11 その他

資 料

- No.1 委員名簿
- No.2 特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- No.3 一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会運営規程（案）
- No.4 特定最低賃金審議運営事項
- No.5 特定最低賃金専門部会審議日程（案）
- No.6 労働経済等関係指標
- No.7 令和4年度特定最低賃金に関する基礎調査結果
- No.8 最低賃金に関する労使協定一覧（令和2年度～令和4年度）
- No.9 富山県の最低賃金の改正等の状況（平成24年度～令和3年度）

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属
工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

委員名簿

任命年月日：令和4年9月7日

区分	氏名	現職
公益代表	もろ ずみ りょう こ 両 角 良 子	富山大学 経済学部 経済学科 教授
	ほり おか かず まさ 堀 岡 和 正	和み法律事務所 弁護士
	なが お ほん あき 長 尾 治 明	富山国際大学 名誉教授
労働者代表	いし がき あつ ひろ 石 垣 敦 浩	アイシン・メタルテック労働組合 執行委員長
	みや ざき とし ひろ 宮 崎 敏 裕	不二越労働組合 執行委員長
	くろ かわ とも ゆき 黒 川 智 之	JAM北陸 副書記長
使用者代表	てら やま おさむ 寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	はた えい こ 畑 永 子	株式会社不二越 富山人事部長
	つつ い しゅん すけ 筒 井 俊 介	コマツNTC株式会社 総務部長

(敬称略)

(写)

富労発基 0823 第 2 号
令和 4 年 8 月 23 日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 殿

富山労働局長
吉岡 勝利

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

令和 4 年 8 月 23 日付け富最賃審第 9 号をもって改正決定の必要性を認めるとの答申があつた下記特定最低賃金の改正決定について、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店，総合スーパー最低賃金

一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の要請があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知速報しなければならないとする。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならないとする。

（会議の議事運営）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

—(参考人の意見の聴取等)—

~~第5条 専門部会は、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴こうとするときは、その議決によるものとし、かつその内容をあらかじめ各関係者に通知するものとする。~~

~~2 専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。~~

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を公開するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申し出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和4年10月5日から施行する。

特定最低賃金審議運営事項

令和4年8月23日
富山地方最低賃金審議会

令和4年度における特定最低賃金の決定、改正決定又は廃止決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

(専門部会の構成、運営)

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、特定最低賃金の決定又は改正決定に係る専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は次のとおりとする。
 - (1) 専門部会の委員は、公労使それぞれ3人とする。

なお、労使各側委員にあつては、各3人のうち原則として少なくとも各2人は、本審議対象業種に直接関係する労働者又は使用者（団体の場合は、その構成員の相当数が当該業種に関係するものの役員等であること）とする。
 - (2) 専門部会の審議回数は、3回を目安とする。
 - (3) 専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - (4) 専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

(参考人からの意見聴取等)

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - (1) 参考人は、労使それぞれ5人以内とする。
 - (2) 参考人は、すべて意見書を提出するものとする。

なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
 - (3) 専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(最低賃金審議会令第6条第5項の適用)

- 3 (1) 特定最低賃金の決定に係る審議の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定は適用しない。
 - (2) 特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合は、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

(諸手当の取扱い)

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金には算入しないものとする。

(緊急やむを得ない場合の運用)

- 5 富山地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(廃止決定に係る調査審議)

- 6 廃止決定に係る専門部会は設置せず、富山地方最低賃金審議会（本審）において調査審議を行うものとする。

(参 考)

関 係 法 令

最低賃金法第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 (略)
 - 二 (略)
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第25条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第6条

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

特定最低賃金専門部会審議日程(案)

一般機械・自動車部品製造業

	主な審議事項	日時・場所	
第1回	1 部会長、同代理選出 2 審議運営事項伝達 3 専門部会運営規程決定 4 労働経済等関係指標説明 5 最低賃金基礎調査結果説明 6 今後の審議日程 7 関係労使の意見聴取 8 金額等審議 ①労使各側の基本的主張 ②個別折衝	期日	10月5日(水)
		審議時間	午後1時30分 ～午後3時30分
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
第2回	1 金額等審議(個別折衝) 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月12日(水)
		審議時間	午前10時00分 ～午前12時00分
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
第3回	1 金額等審議(個別折衝) 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月26日(水)
		審議時間	午後1時30分 ～午後3時30分
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
予 備 日		未 定	
第 5 回 本 審		11月1日(火) 午後1時30分 ～午後3時30分	

※ 委員全員の御都合がつかない場合は、欠席委員が少ない日を選定しております。

※ 専門部会3回(+予備)の日程を計画しましたが、途中で結審した場合は次回以降開催いたしません。

労働経済等関係指標

令和4年9月

富山労働局労働基準部貸金室

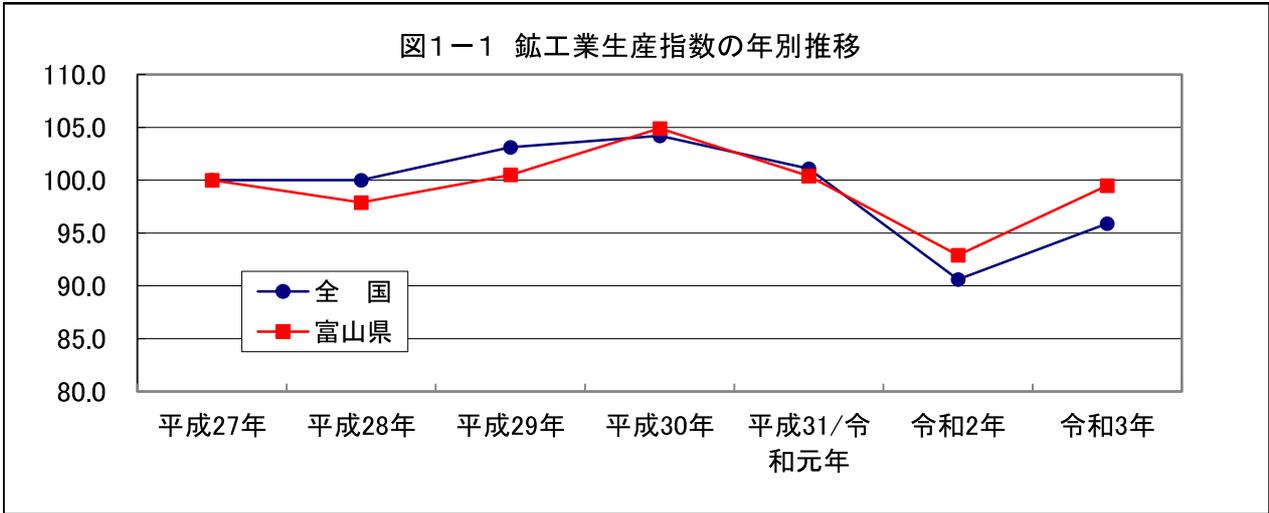
目 次

1 生 産	
(1) 鉱工業生産	1
(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）	2
2 国内需要	
(1) 百貨店等販売額	3
(2) 新車新規登録台数	4
(3) 住宅建設	5
(4) 投資関連（全国）	6
3 物価・生計費	
(1) 物 価	7
(2) 勤労者世帯の消費支出	8
(3) 標準生計費	9
(4) 生活保護基準額	10
4 貿易等	
(1) 貿易（全国）	11
(2) 為替相場	12
5 雇 用	
(1) 常用雇用指数	13
(2) 総実労働時間	14
(3) 所定外労働時間数（製造業）	15
(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）	16
(5) 有効求人倍率	17
(6) 求人・求職状況（富山県）	18
(7) 企業の人員整理状況（富山県）	18
6 賃 金	
(1) きまって支給する給与額	19
(2) 短時間女性労働者の1時間あたり賃金額	20
(3) 高校卒初任給（富山県）	20
7 企業倒産	21

1 生産

(1) 鉱工業生産

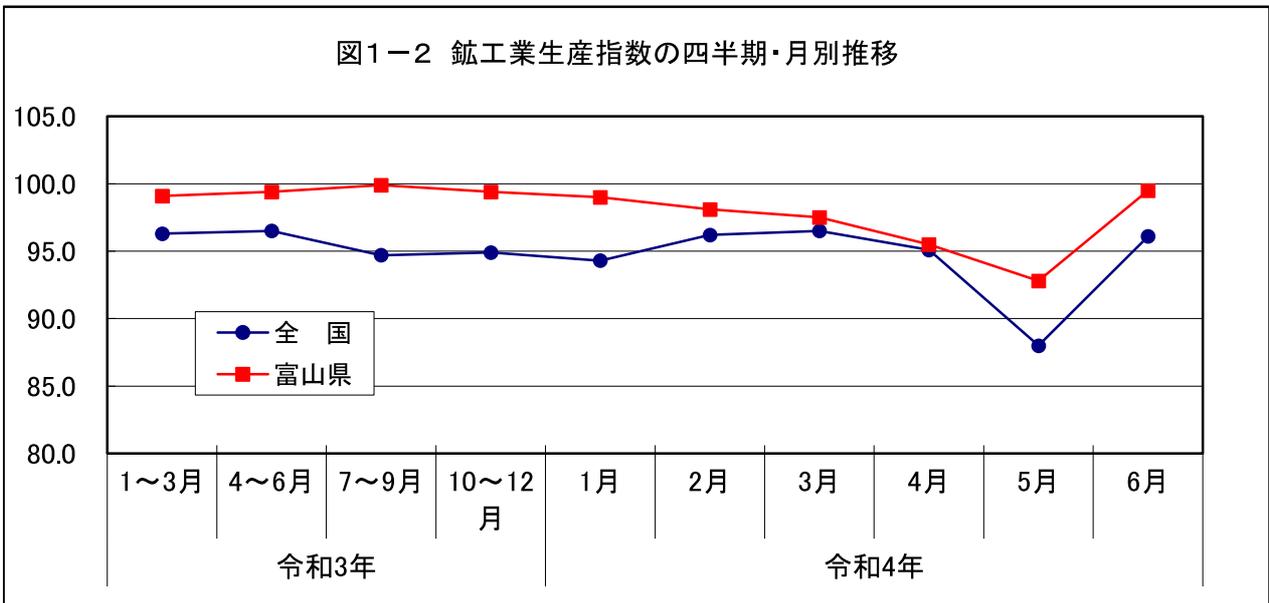
全国、富山県とも、令和2年は大きく減少したが、令和3年は持ち直し上昇に転じた。



(平成27年=100)

表1-1 鉱工業生産指数の年別推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全国	100.0	100.0	103.1	104.2	101.1	90.6	95.9
富山県	100.0	97.9	100.5	104.9	100.4	92.9	99.5

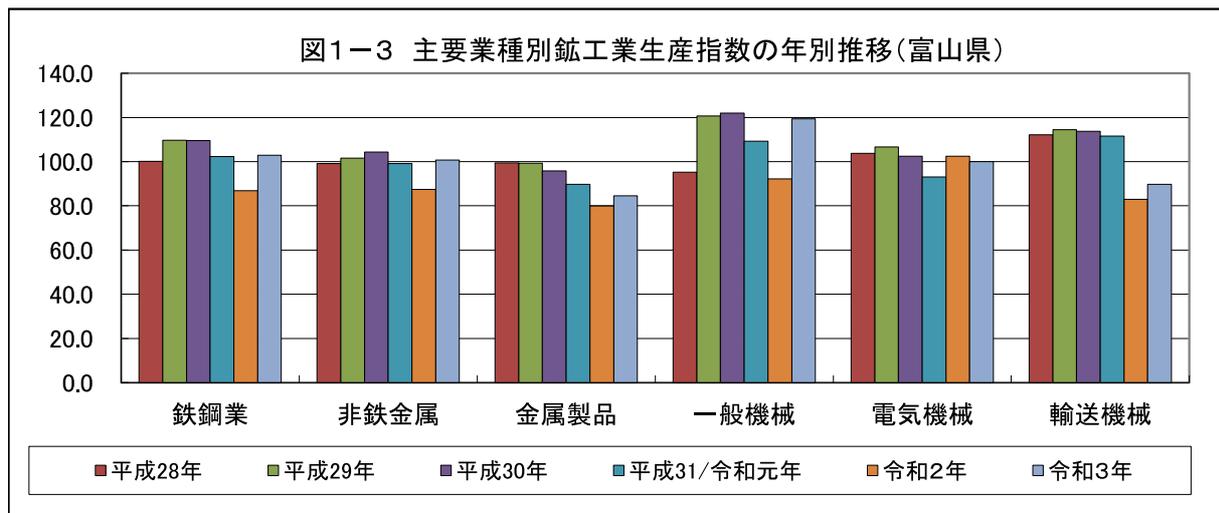


(平成27年=100)

表1-2 鉱工業生産指数の月別推移

	令和3年				令和4年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	96.3	96.5	94.7	94.9	94.3	96.2	96.5	95.1	88.0	96.1
富山県	99.1	99.4	99.9	99.4	99.0	98.1	97.5	95.5	92.8	99.5

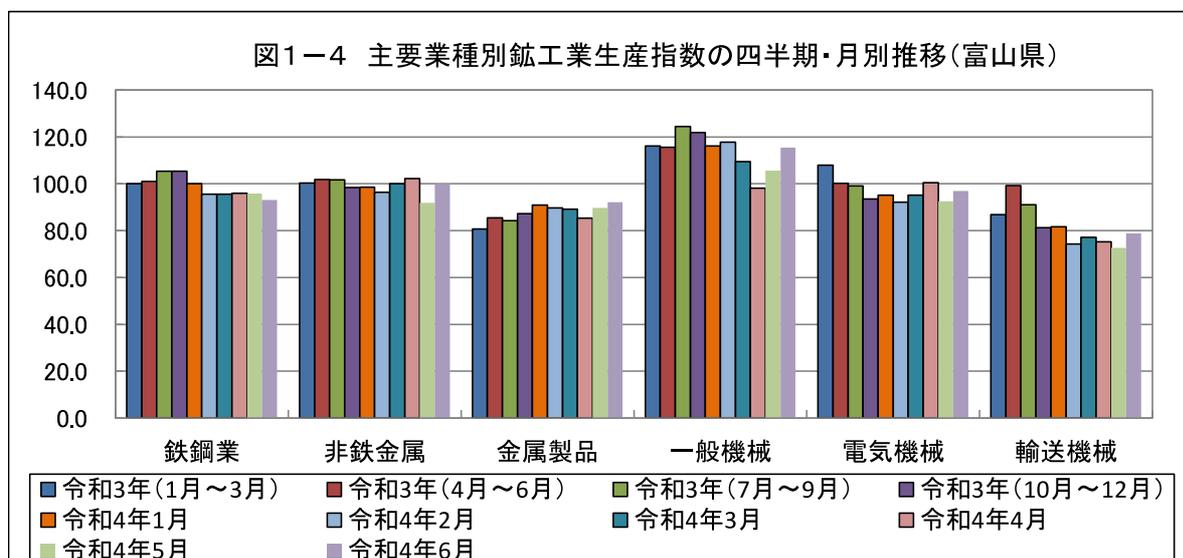
(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）



(平成27年=100)

表1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
平成28年	100.1	99.2	99.4	95.3	103.8	112.2
平成29年	109.7	101.6	99.3	120.6	106.6	114.5
平成30年	109.5	104.3	95.8	122.0	102.4	113.7
平成31/令和元年	102.3	99.2	89.7	109.2	93.1	111.6
令和2年	86.9	87.4	79.9	92.2	102.5	83.0
令和3年	102.9	100.7	84.5	119.4	100.0	89.7



(平成27年=100)

表1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)

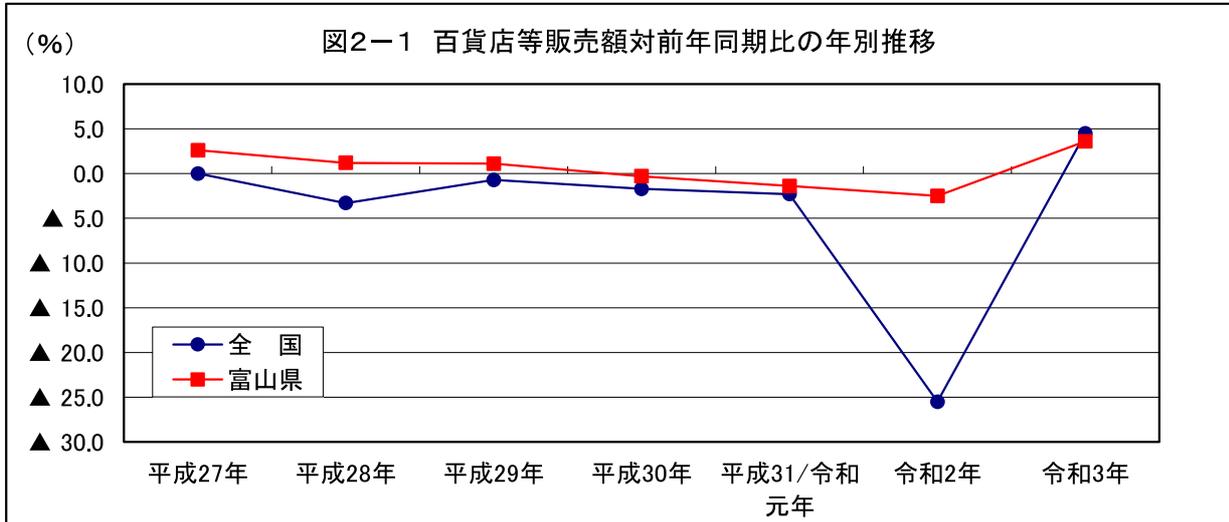
	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和3年(1月~3月)	100.1	100.3	80.7	116.1	107.9	86.8
令和3年(4月~6月)	101.0	101.8	85.4	115.6	100.2	99.2
令和3年(7月~9月)	105.3	101.7	84.2	124.4	99.1	91.1
令和3年(10月~12月)	105.4	98.4	87.3	121.9	93.5	81.3
令和4年1月	100.0	98.5	90.9	116.1	95.2	81.6
令和4年2月	95.5	96.3	89.7	117.8	92.1	74.3
令和4年3月	95.6	100.0	89.2	109.4	95.1	77.2
令和4年4月	96.0	102.2	85.3	98.1	100.4	75.2
令和4年5月	95.8	91.9	89.7	105.6	92.6	72.6
令和4年6月	93.1	99.9	92.2	115.5	96.9	78.8

2 国内需要

(1) 百貨店等販売額

全国（百貨店）は、令和2年に大きく減少したが、令和3年においては、前年比4.5%増と大きく回復した。

富山県（百貨店＋スーパー）は、おおむね横ばいで推移していたが、令和3年は前年比3.6%増と、全国値には及ばないものの、大きく回復した。

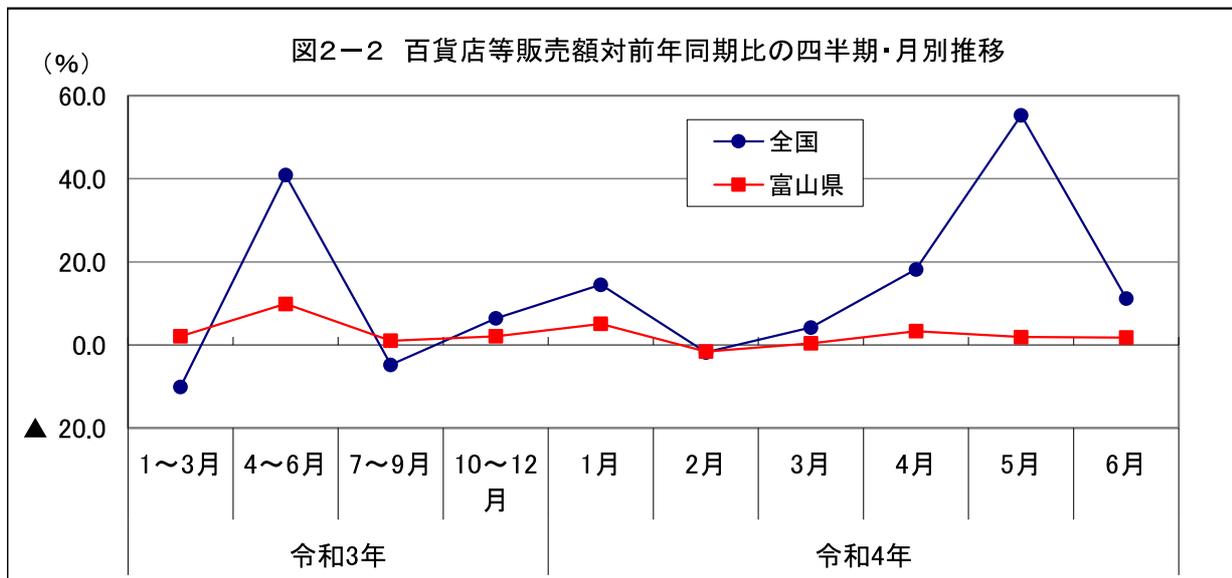


富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-1 百貨店等販売額対前年同期比の年別推移

(%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	0.0	▲ 3.3	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 25.5	4.5
富 山 県	2.6	1.2	1.1	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 2.5	3.6



富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-2 百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移

(%)

	令和3年				令和4年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	▲ 10.1	40.9	▲ 4.8	6.4	14.5	▲ 1.8	4.2	18.2	55.3	11.2
富 山 県	2.1	9.9	1.0	2.1	5.1	▲ 1.6	0.4	3.3	1.9	1.8

(2) 新車新規登録台数

新車（軽自動車を含む。）の新規登録台数は、全国、富山県とも同様の傾向を示しており、平成31年(令和元年)、令和2年と減少し、令和3年第2・四半期に一時的に回復したものの引き続き減少傾向が続いていたが、直近では回復傾向に転じている。

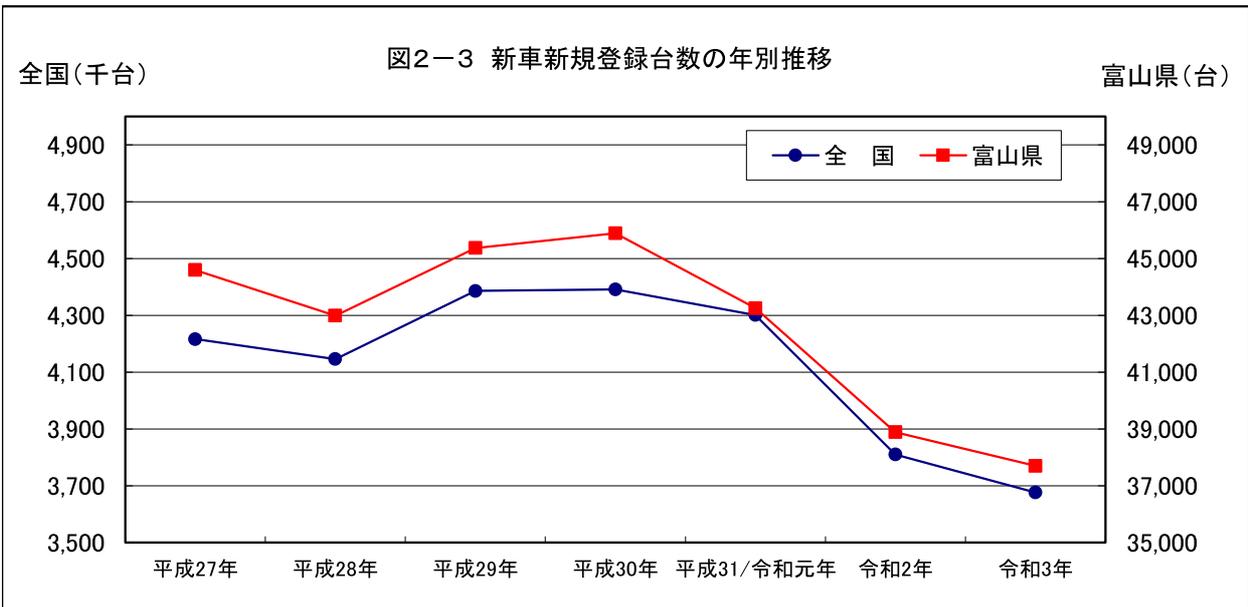


表2-3 新車新規登録台数の年別推移 (全国:千台、富山県:台)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	4,216	4,146	4,386	4,391	4,301	3,810	3,676
富 山 県	44,596	42,986	45,371	45,887	43,248	38,884	37,698

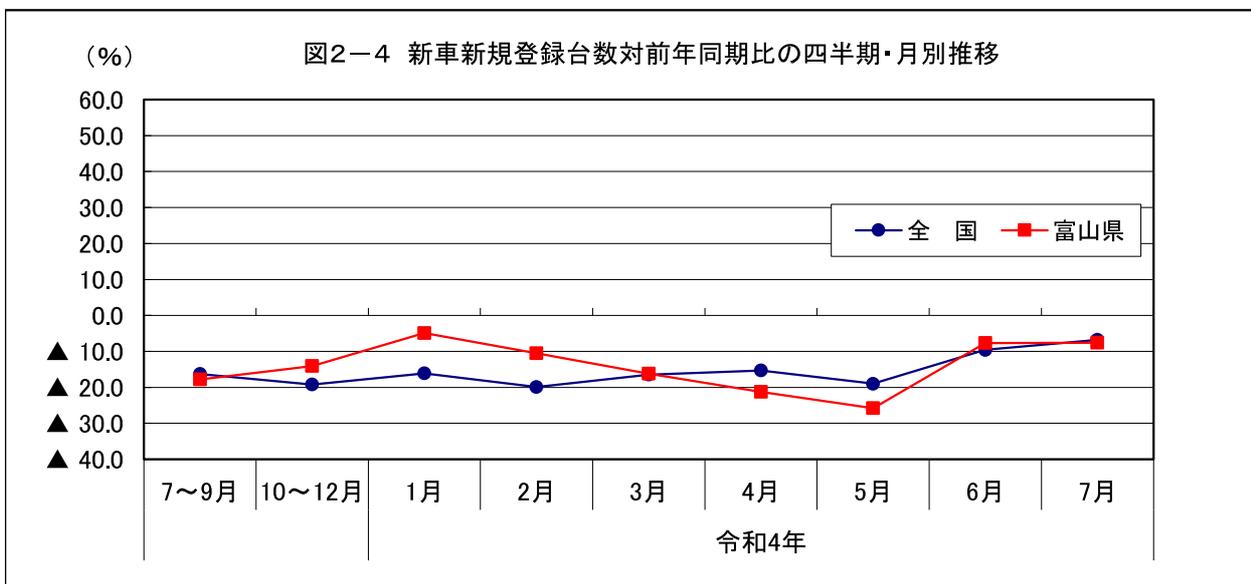


表2-4 新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和3年				令和4年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	4.3	25.1	▲ 16.3	▲ 19.2	▲ 16.1	▲ 19.9	▲ 16.5	▲ 15.3	▲ 19.0	▲ 9.6	▲ 6.8
富 山 県	▲ 0.1	28.2	▲ 17.8	▲ 14.1	▲ 4.9	▲ 10.5	▲ 16.2	▲ 21.3	▲ 25.8	▲ 7.7	▲ 7.6

(3) 住宅建設

全国、富山県とも、平成29年以降減少傾向が続いていたが、令和3年に回復に転じ、直近においては、おおむね横ばいとなっている。

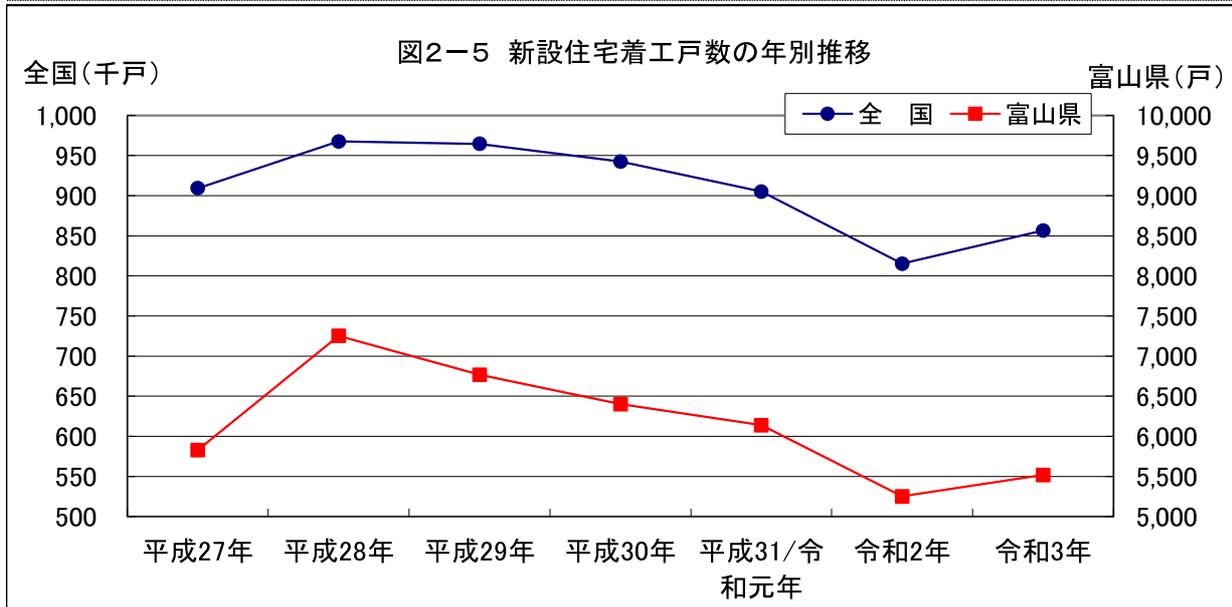


表2-5 新設住宅着工戸数の年別推移 (全国:千戸 富山県:戸)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	909.3	967.7	964.6	942.4	905.1	815.3	856.5
富 山 県	5,828	7,252	6,768	6,402	6,139	5,253	5,518

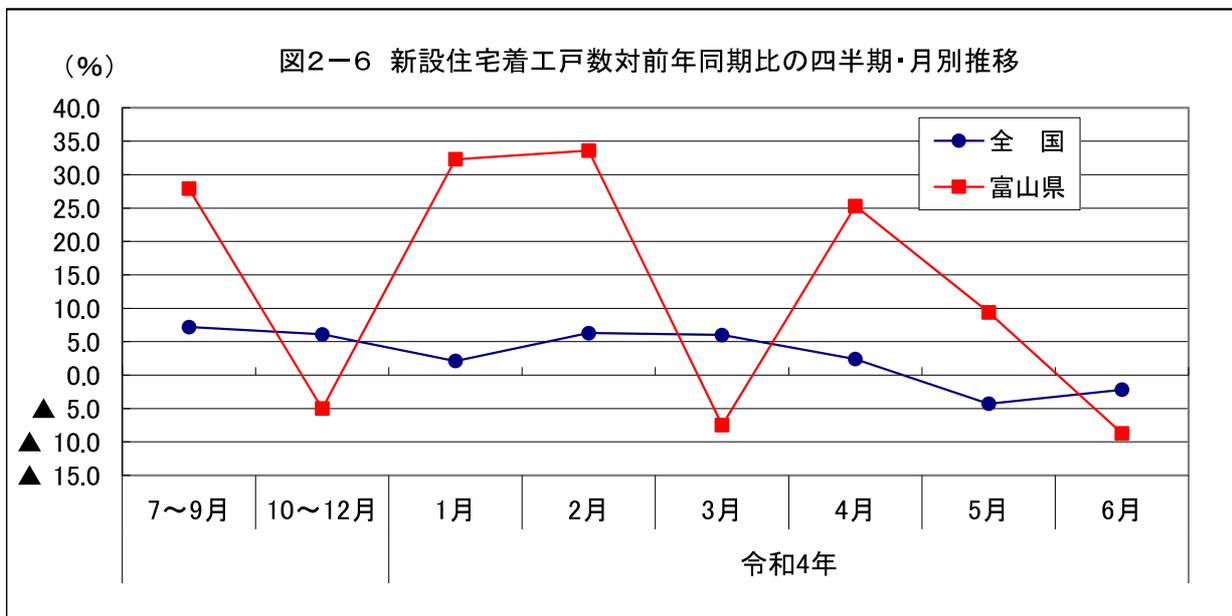


表2-6 新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和3年				令和4年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	▲ 1.6	8.1	7.2	6.1	2.1	6.3	6.0	2.4	▲ 4.3	▲ 2.2
富 山 県	▲ 7.3	5.4	27.9	▲ 5.0	32.3	33.6	▲ 7.5	25.3	9.4	▲ 8.7

(4) 投資関連（全国）

船舶・電力を除く民需用機械受注額及び建設工事受注総額（50社）は、令和2年に減少し横ばいで推移していたが、直近においては増加傾向に転じている。

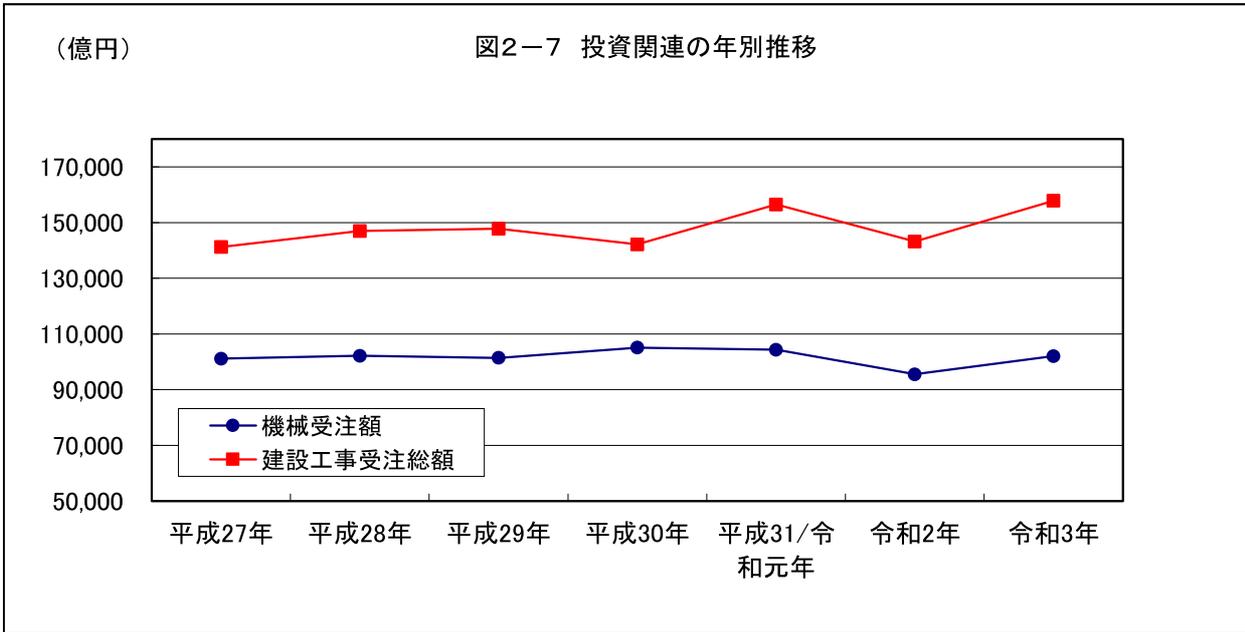


表2-7 投資関連の年別推移 (億円)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
機械受注額	101,118	102,146	101,431	105,091	104,323	95,570	102,086
建設工事受注総額	141,240	146,991	147,827	142,169	156,468	143,170	157,839

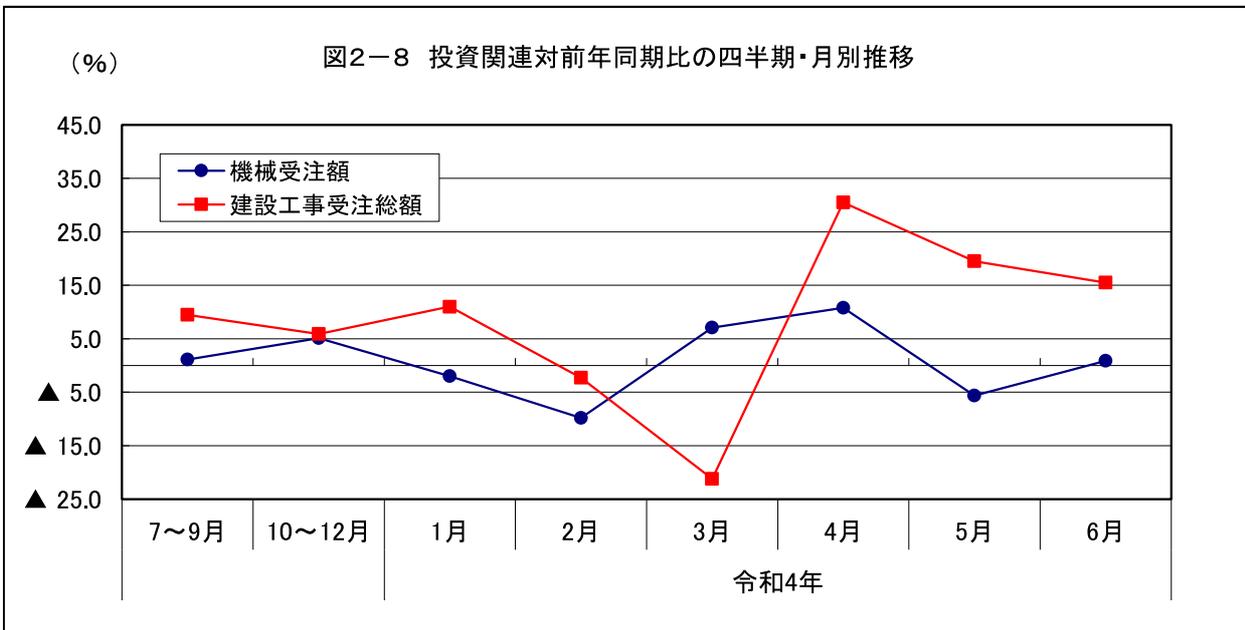


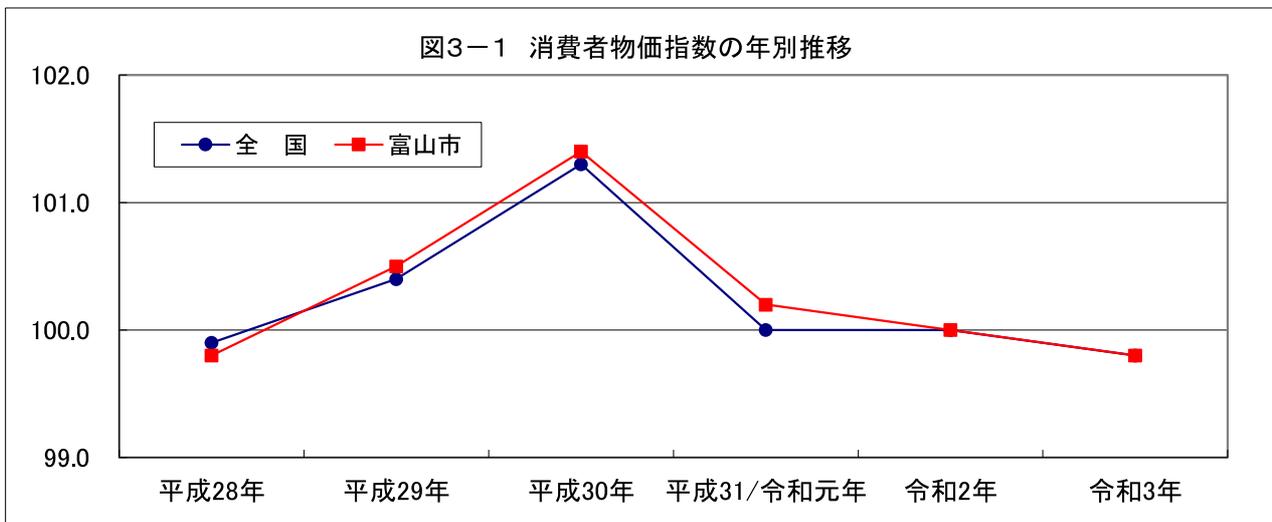
表2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和3年				令和4年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
機械受注額	▲ 4.1	4.1	1.1	5.1	▲ 2.0	▲ 9.8	7.1	10.8	▲ 5.6	0.9
建設工事受注総額	10.5	16.8	9.5	5.9	11.0	▲ 2.3	▲ 21.2	30.5	19.5	15.5

3 物価・生計費

(1) 物 価

消費者物価指数は、平成31年/令和元年以降、おおむね横ばいとなっていたが、令和3年第2・四半期を底として上昇傾向が続いている。

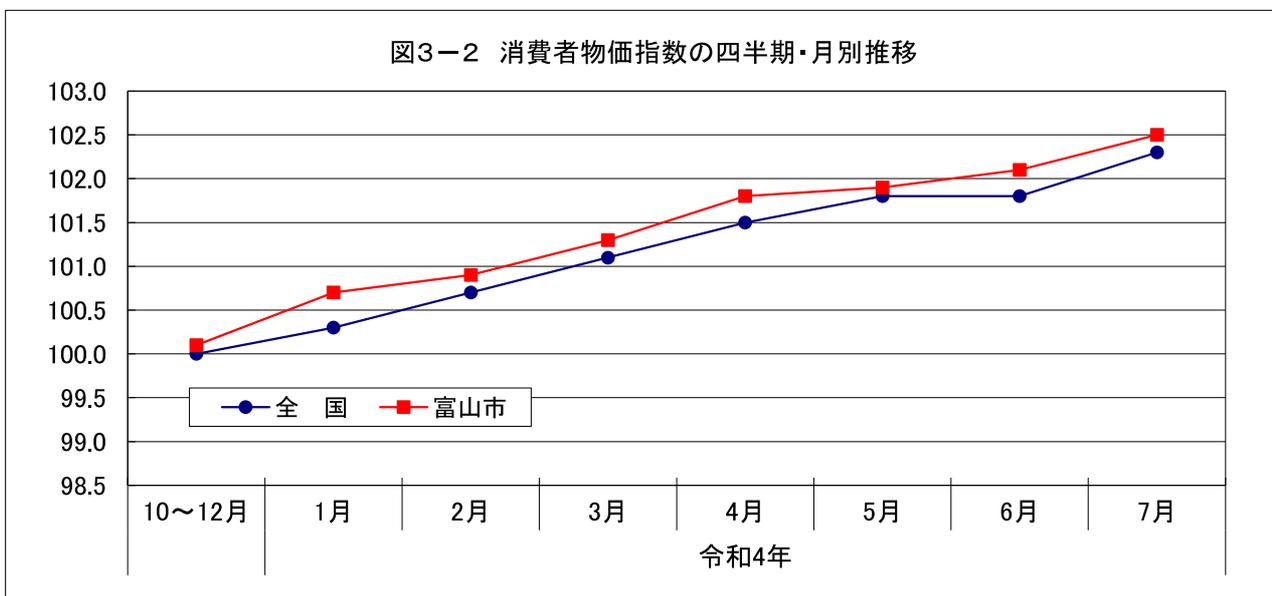


(平成27年=100)

(令和2年=100)

表3-1 消費者物価指数の年別推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	99.9	100.4	101.3	100.0	100.0	99.8
富 山 市	99.8	100.5	101.4	100.2	100.0	99.8



(令和2年=100)

表3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移

	令和3年				令和4年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	99.8	99.3	99.8	100.0	100.3	100.7	101.1	101.5	101.8	101.8	102.3
富 山 市	99.9	99.2	99.9	100.1	100.7	100.9	101.3	101.8	101.9	102.1	102.5

(2) 勤労者世帯の消費支出

図3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移

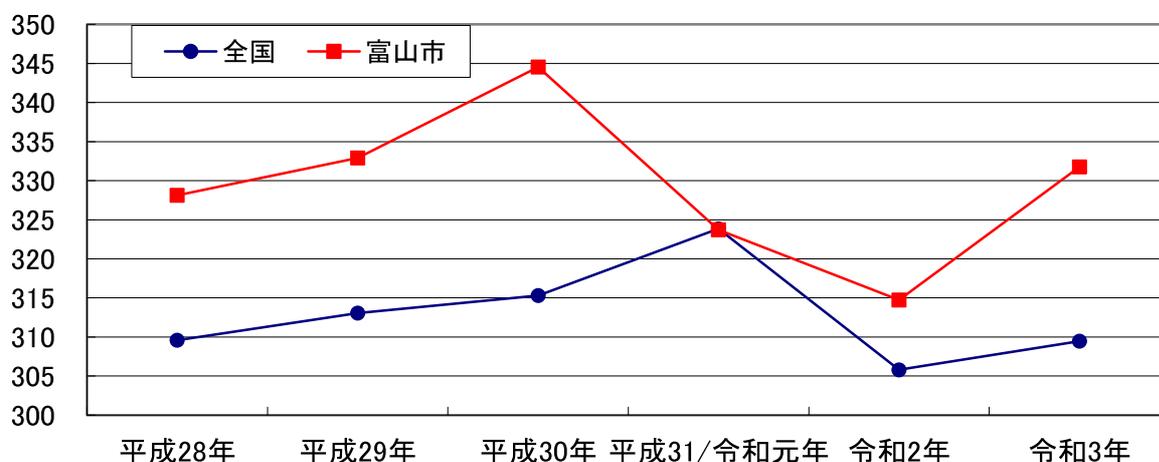


表3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移 (円/月)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	309,591	313,057	315,314	323,853	305,810	309,468
富 山 市	328,122	332,906	344,535	323,725	314,739	331,768

図3-4 勤労者世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移

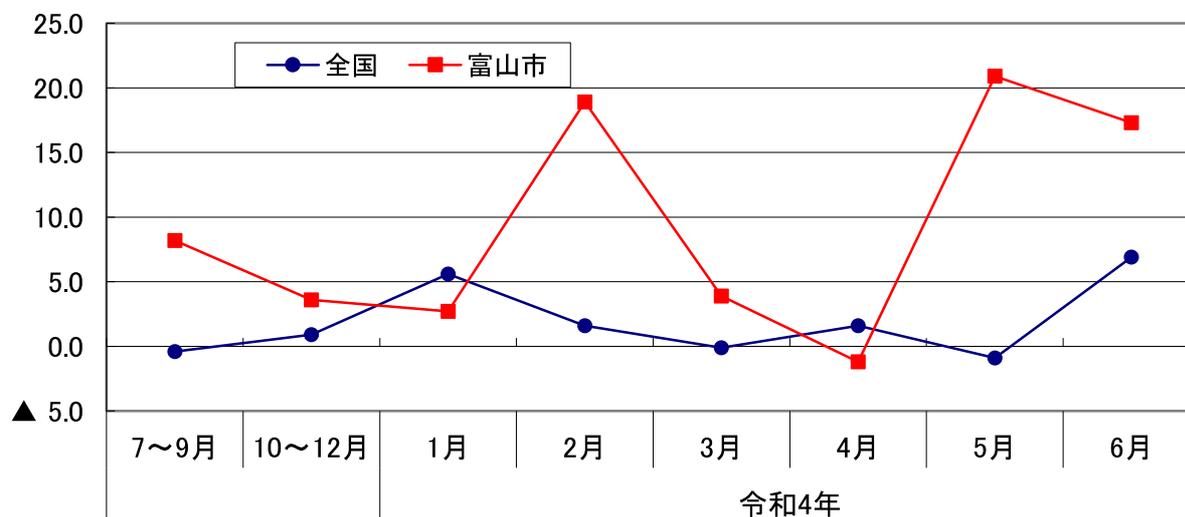


表3-4 勤労者世帯消費支出前年同期比の推移(名目) (%)

	令和3年				令和4年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	▲ 1.8	6.3	▲ 0.4	0.9	5.6	1.6	▲ 0.1	1.6	▲ 0.9	6.9
富 山 市	3.3	7.0	8.2	3.6	2.7	18.9	3.9	▲ 1.2	20.9	17.3

(3) 標準生計費

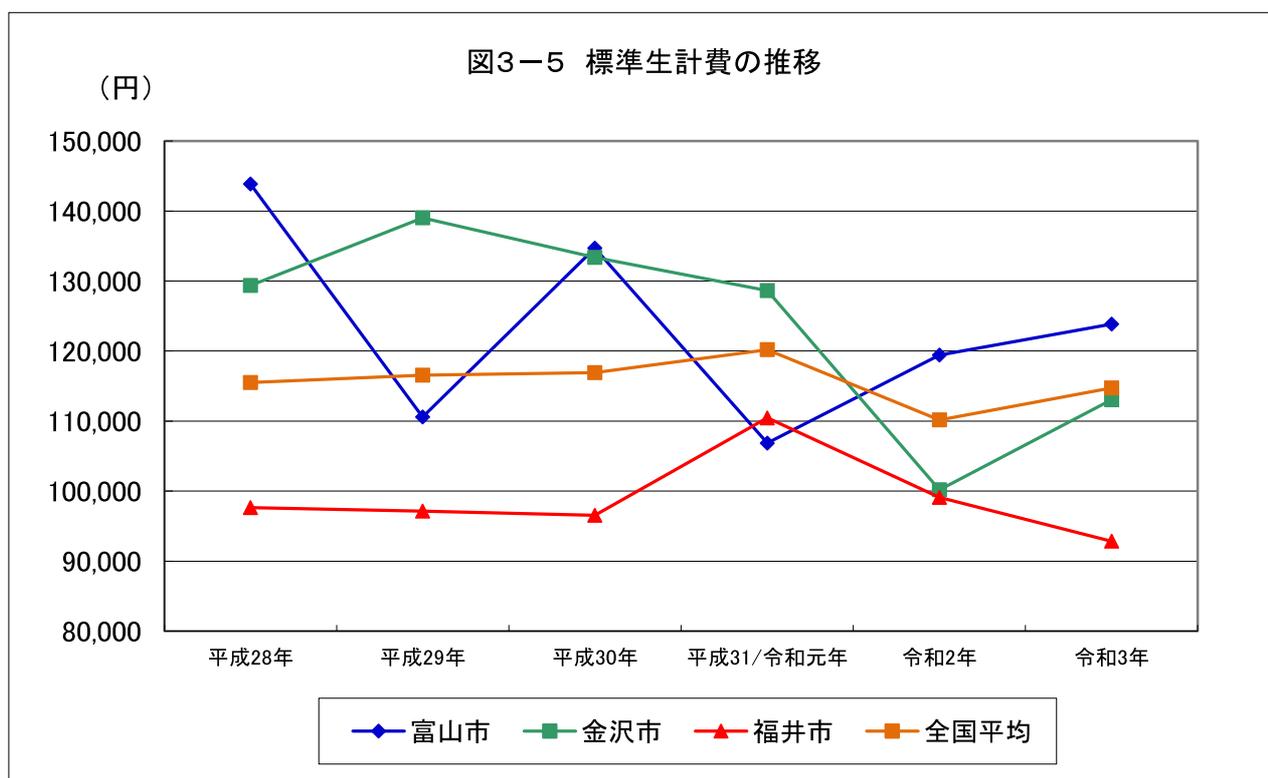


表3-5 標準生計費の推移 (円)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
富山市	143,843	110,580	134,714	106,865	119,411	123,865
金沢市	129,360	139,020	133,400	128,650	100,180	113,040
福井市	97,630	97,130	96,530	110,470	99,090	92,830
全国平均	115,530	116,560	116,930	120,190	110,160	114,720

<参考> 標準生計費(富山市)の費目別内訳

	平成31/令和元年		令和2年		令和3年	
		増減		増減		増減
食料費	27,447	-975	24,818	-2,629	31,017	6,199
住宅関係費	42,826	-3,984	60,790	17,964	41,408	-19,382
被服・履物費	2,373	-570	1,016	-1,357	4,969	3,953
雑費Ⅰ	25,561	-22,499	23,781	-1,780	21,101	-2,680
雑費Ⅱ	8,658	179	9,006	348	25,370	16,364
合計	106,865	-27,849	119,411	12,546	123,865	4,454

(費目)

食料費

住宅関係費

被服・履物費

雑費Ⅰ

雑費Ⅱ

(家計調査等における大分類項目)

: 食料

: 住居、光熱・水道、家具・家事用品

: 被服及び履物

: 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

: その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(4) 生活保護基準額

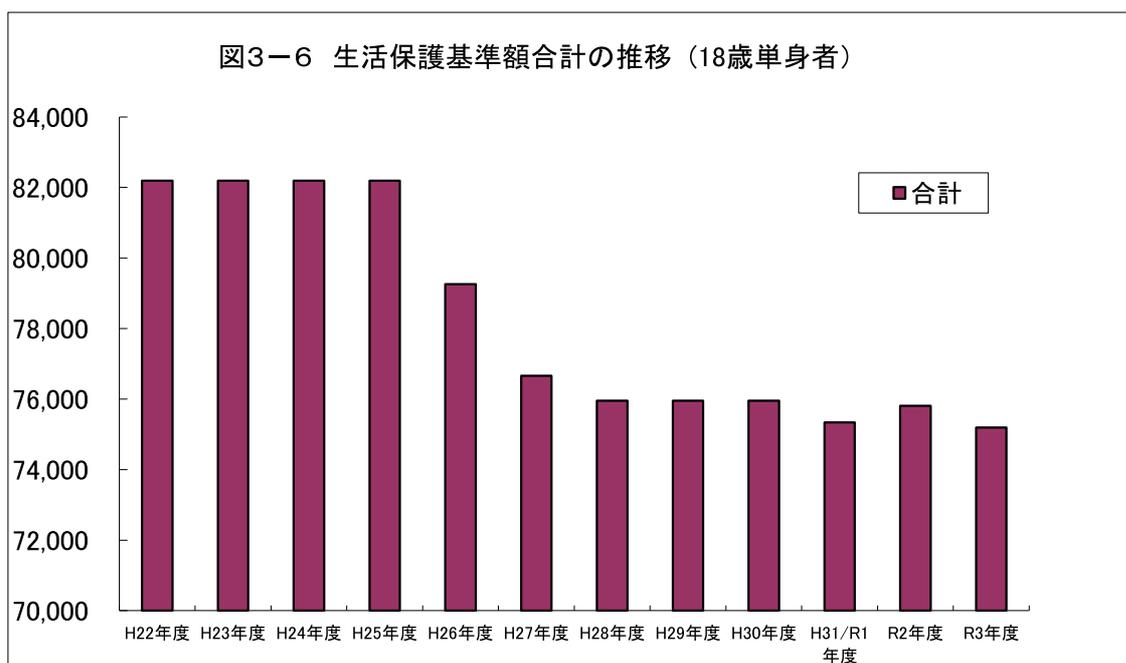


表3-6 生活保護基準額（2級地-1）（注1） (円)

区分	年度	生活扶助基準額		注3、注4	冬季加算額 (注2)	合計
		第1類	第2類	第2類		
18歳単身者	H22年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H23年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H24年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H25年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H26年度	74,890	—	—	4,367	79,257
	H27年度	72,290	—	—	4,367	76,657
	H28年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H29年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H30年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H31/R1年度	71,680	—	—	3,660	75,340
	R2年度	72,080	—	—	3,730	75,810
R3年度	71,460	—	—	3,730	75,190	
3人世帯 （男33歳（稼動） 女29歳（非稼動） 子4歳）	H22年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H23年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H24年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H25年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H26年度	140,000	—	—	6,746	146,746
	H27年度	135,000	—	—	6,746	141,746
	H28年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H29年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H30年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H31/R1年度	135,090	—	—	5,900	140,990
	R2年度	137,080	—	—	6,015	143,095
R3年度	137,170	—	—	6,015	143,185	

注1) 「2級地-1」とは富山市及び高岡市の生活保護区分である。

注2) 冬季加算額は11月～4月分（H27年度までは11月～3月）であり、1か月平均に換算している。

※ H26年度分以降は、H25年8月改定から適用された第1類費と第2類費の合計算定方式である。

5 貿易等

(1) 貿易 (全国)

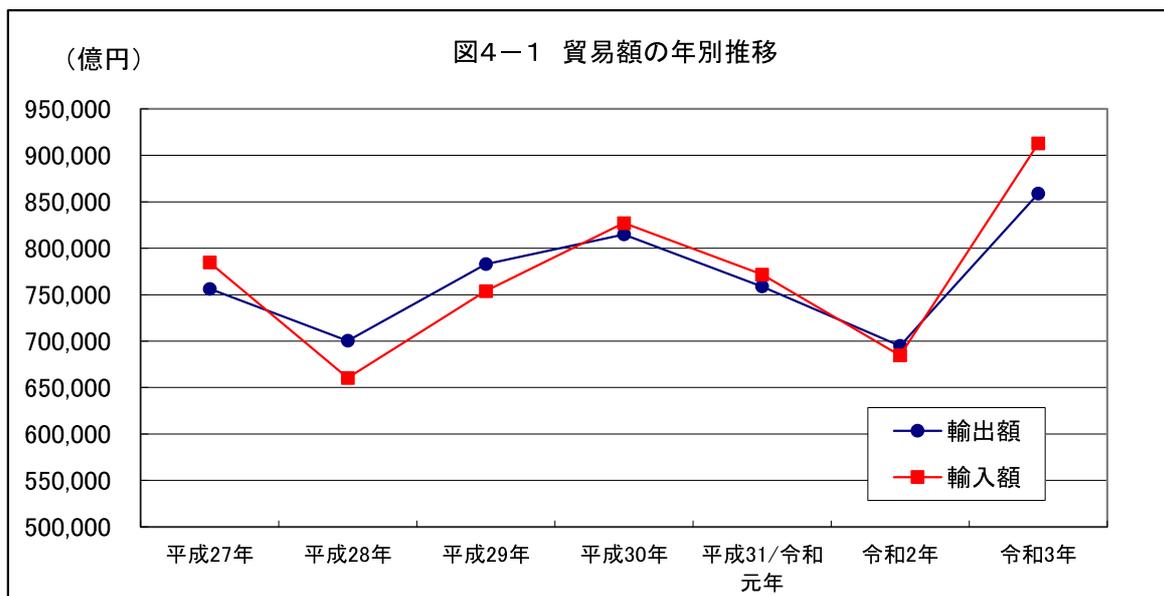
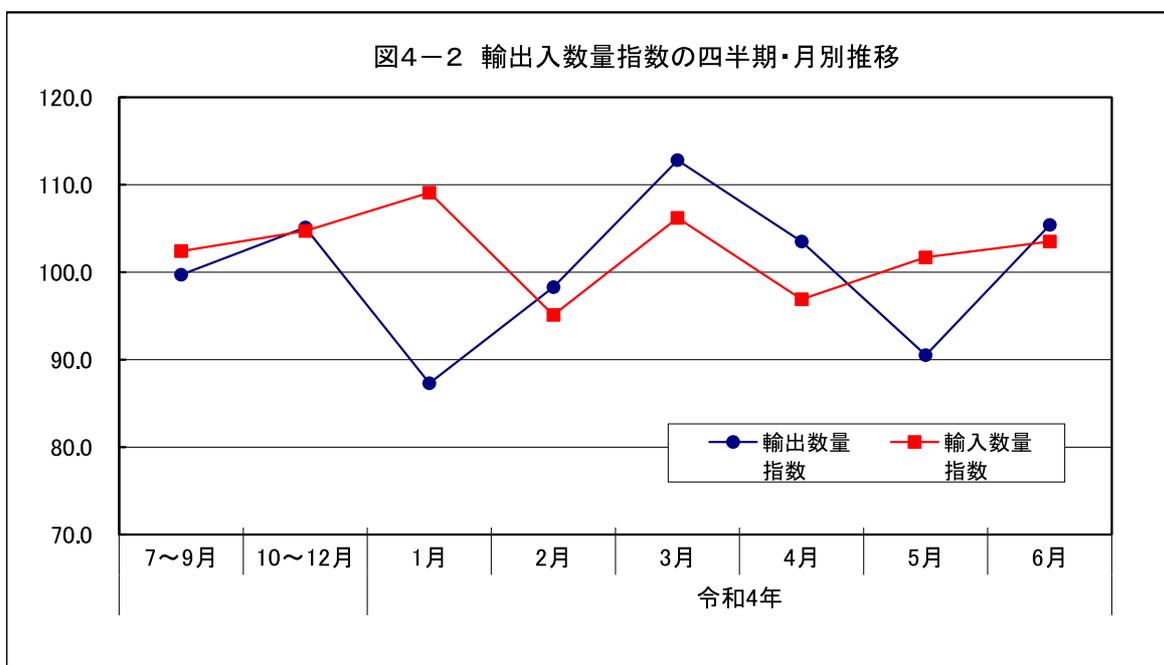


表4-1 貿易額(通関額)の年別推移 (億円)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
輸出額	756,322	700,391	782,865	814,788	758,788	694,854	858,777
輸入額	784,676	660,420	753,792	827,033	771,724	684,693	912,717



(平成27年=100)

表4-2 輸出入数量指数の四半期・月別推移

	令和3年				令和4年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
輸出数量指数	100.1	103.1	99.7	105.1	87.3	98.3	112.8	103.5	90.5	105.4
輸入数量指数	102.0	101.9	102.4	104.7	109.1	95.1	106.2	96.9	101.7	103.5

(2) 為替相場

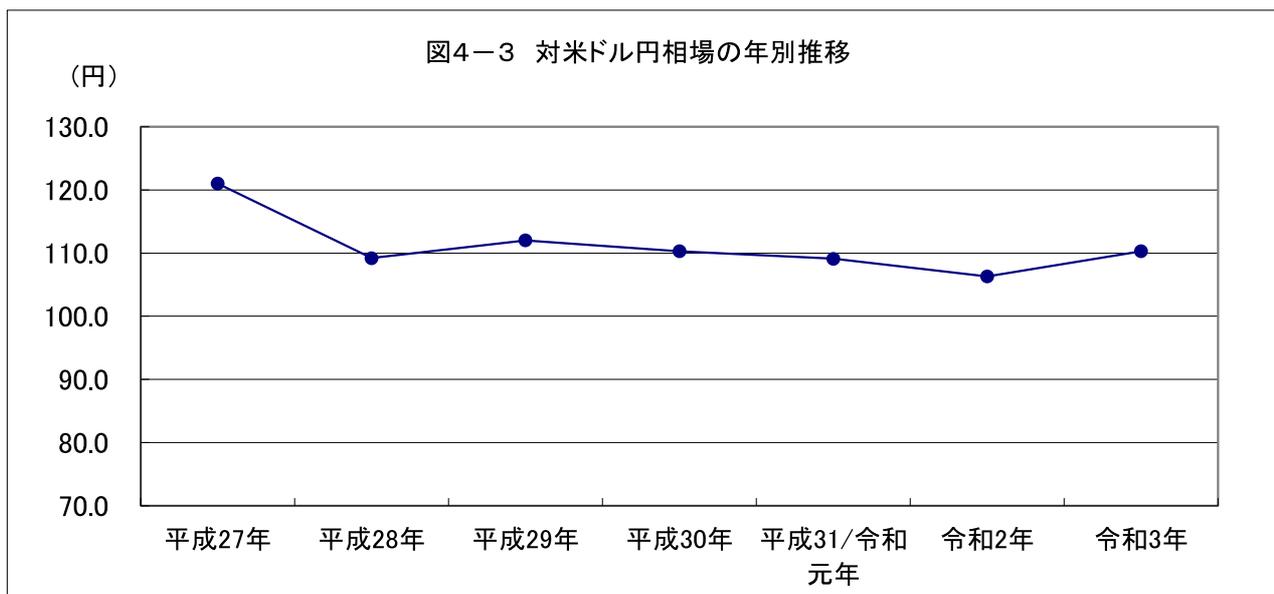


表4-3 対米ドル円相場の年別推移 (円/\$)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
円相場	121.0	109.2	112.0	110.3	109.1	106.3	110.3

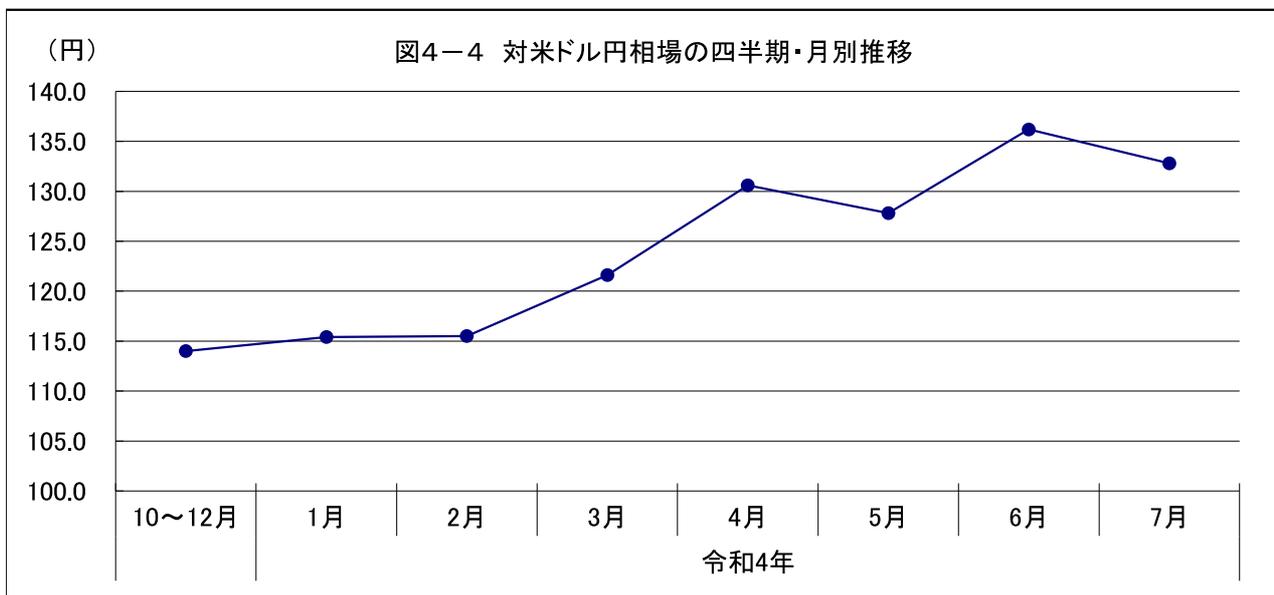


表4-4 対米ドル円相場の四半期・月別推移 (円/\$)

	令和3年				令和4年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
円相場	107.1	109.7	110.4	114.0	115.4	115.5	121.6	130.6	127.8	136.2	132.8

5 雇 用

(1) 常用雇用指数

平成31/令和元年以降、全国、富山県とも、おおむね横ばい傾向にある。

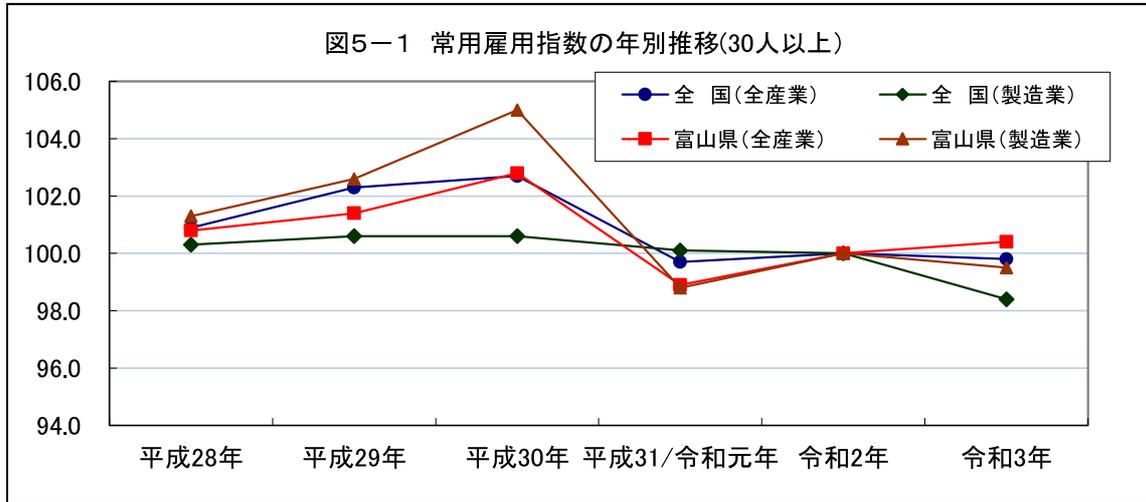


表5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

(平成27年=100)

(令和2年=100)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全国(全産業)	100.9	102.3	102.7	99.7	100.0	99.8
全国(製造業)	100.3	100.6	100.6	100.1	100.0	98.4
富山県(全産業)	100.8	101.4	102.8	98.9	100.0	100.4
富山県(製造業)	101.3	102.6	105.0	98.8	100.0	99.5

※状況雇用指数は再集計値。

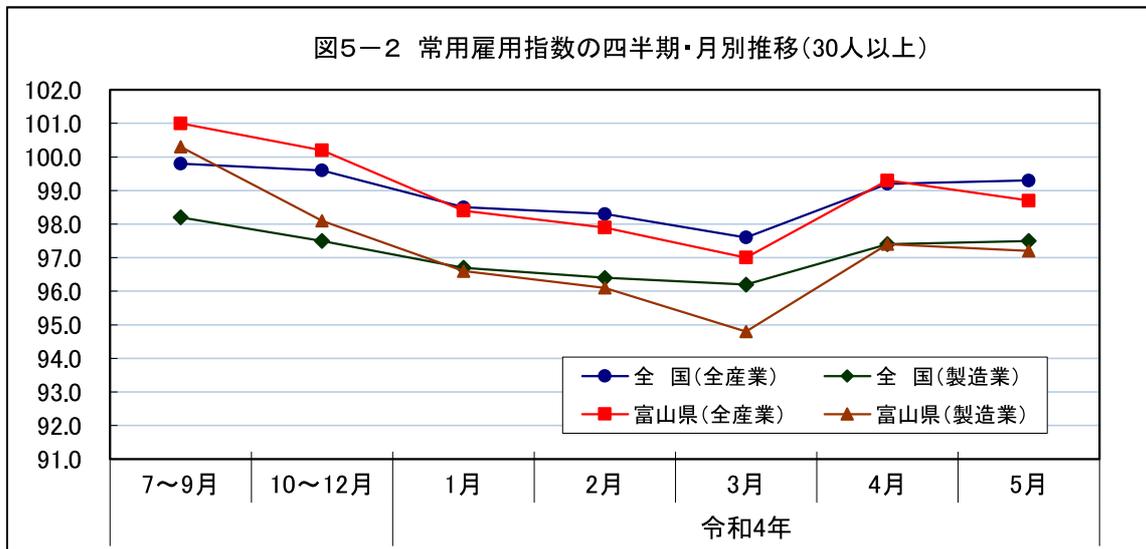


表5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)

(令和2年=100)

	令和3年				令和4年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国(全産業)	99.4	100.2	99.8	99.6	98.5	98.3	97.6	99.2	99.3
全国(製造業)	98.7	99.3	98.2	97.5	96.7	96.4	96.2	97.4	97.5
富山県(全産業)	99.5	101.1	101.0	100.2	98.4	97.9	97.0	99.3	98.7
富山県(製造業)	98.9	100.7	100.3	98.1	96.6	96.1	94.8	97.4	97.2

(2) 総実労働時間

全国、富山県とも減少傾向にあったが、令和3年には増加に転じた。
 なお、富山県は、依然として全国よりも総労働時間が長い状況にある。

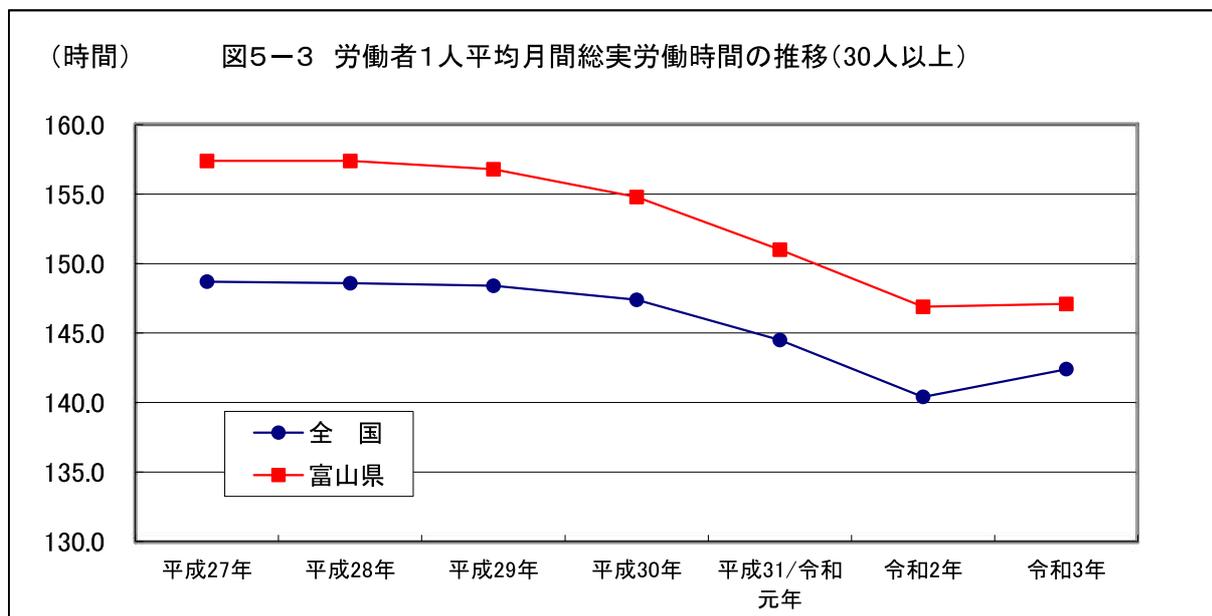


表5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上) (時間)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	148.7	148.6	148.4	147.4	144.5	140.4	142.4
富 山 県	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	146.9	147.1

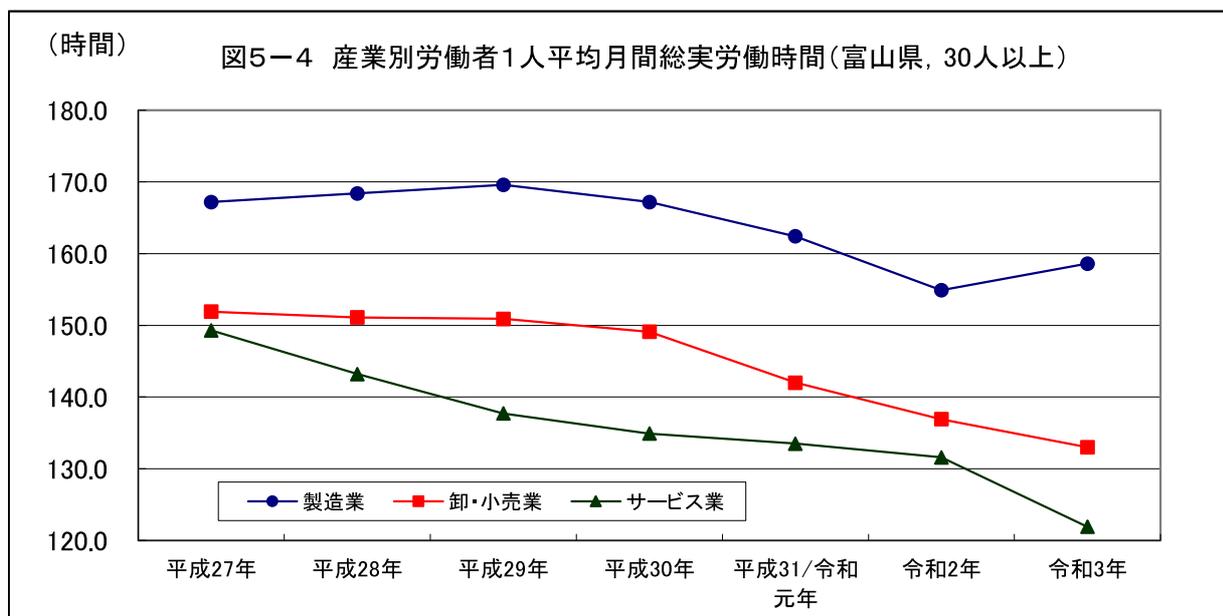


表5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間の推移(富山県, 30人以上) (時間)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
製造業	167.2	168.4	169.6	167.2	162.4	154.9	158.6
卸・小売業	151.9	151.1	150.9	149.1	142.0	136.9	133.0
サービス業	149.3	143.2	137.7	134.9	133.5	131.6	121.9

* サービス業とは、「サービス業(他に分類されないもの)」をいう。

(3) 所定外労働時間数（製造業）

製造業における所定外労働時間数は、令和2年に大きく減少したが、令和3年には上昇傾向に転じている。

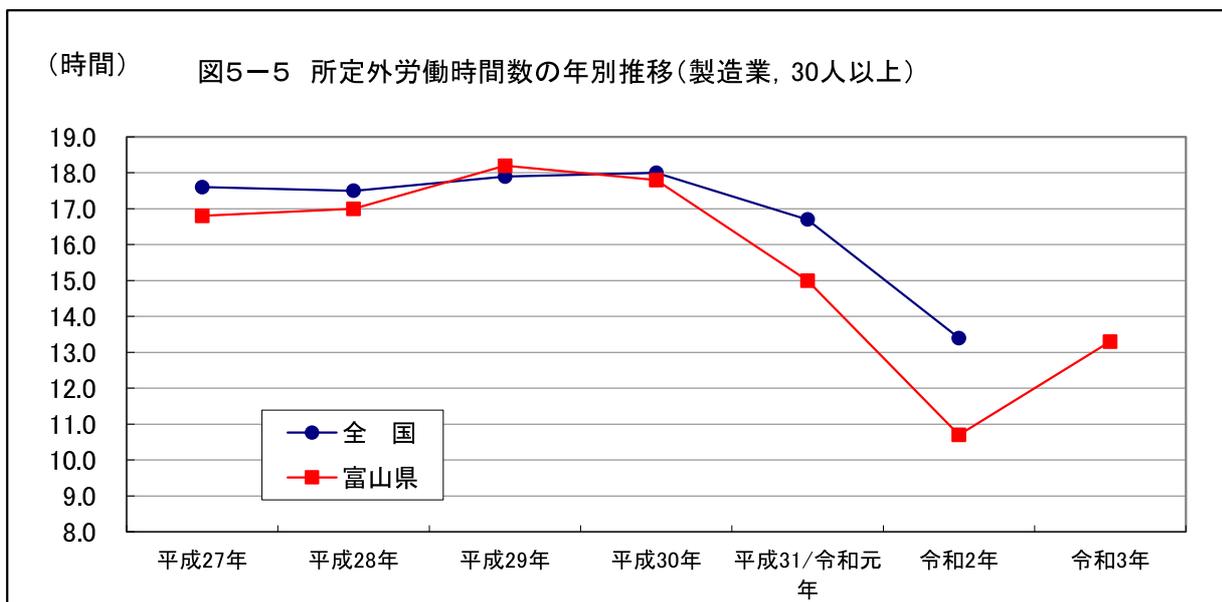
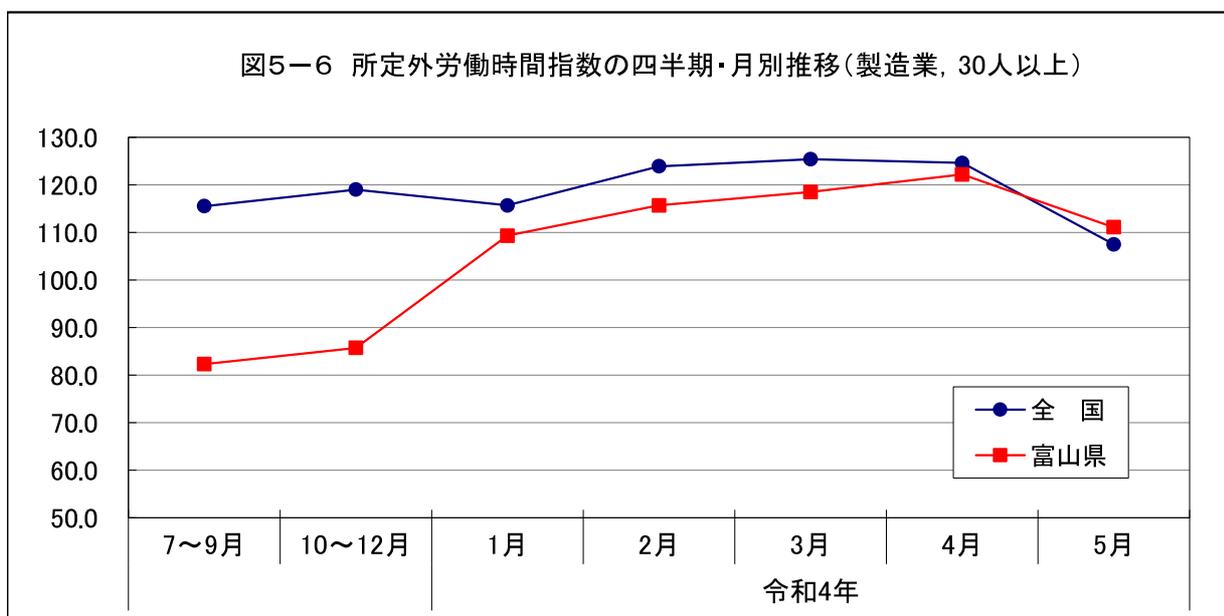


表5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上) (時間)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	17.6	17.5	17.9	18.0	16.7	13.4	(未掲載)
富 山 県	16.8	17.0	18.2	17.8	15.0	10.7	13.3



(令和2年=100)

表5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)

	令和3年				令和4年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	111.8	112.3	115.5	119.0	115.7	123.9	125.4	124.6	107.5
富 山 県	73.2	76.4	82.3	85.7	109.3	115.7	118.5	122.2	111.1

(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）

減少・低下傾向が続いていたが、令和2年は増加・上昇した。令和3年第4・四半期からは再び減少・低下傾向に転じている。

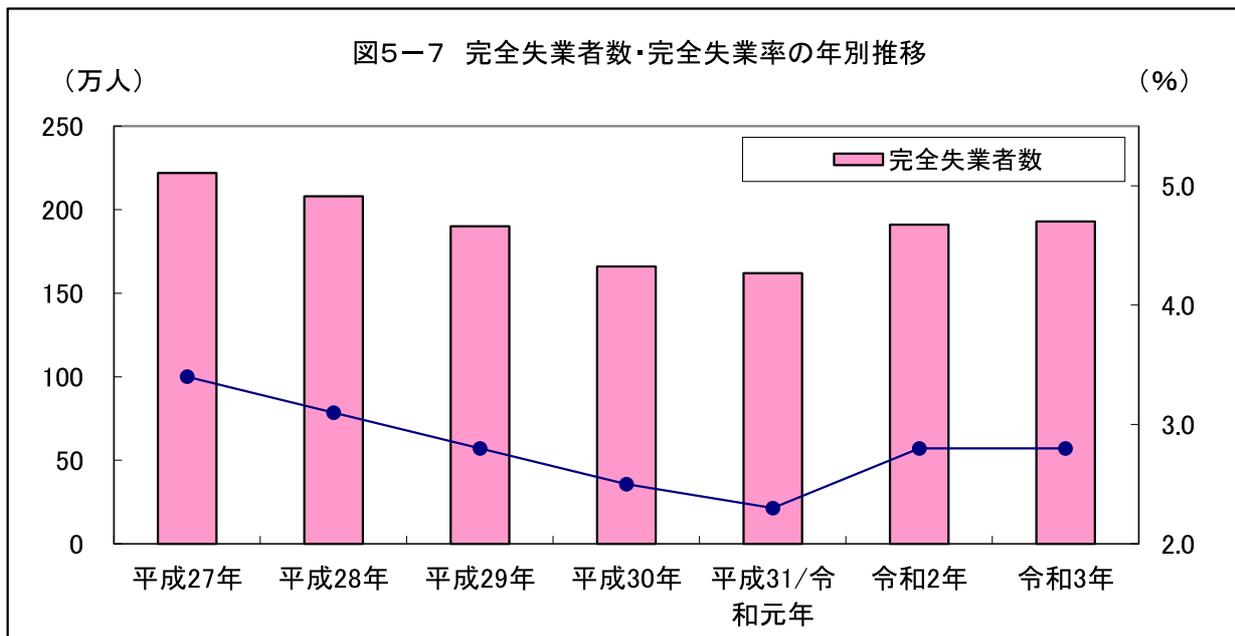


表5-7 完全失業者数・完全失業率の年別推移 (万人, %)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
完全失業者数	222	208	190	166	162	191	193
完全失業率	3.4	3.1	2.8	2.5	2.3	2.8	2.8

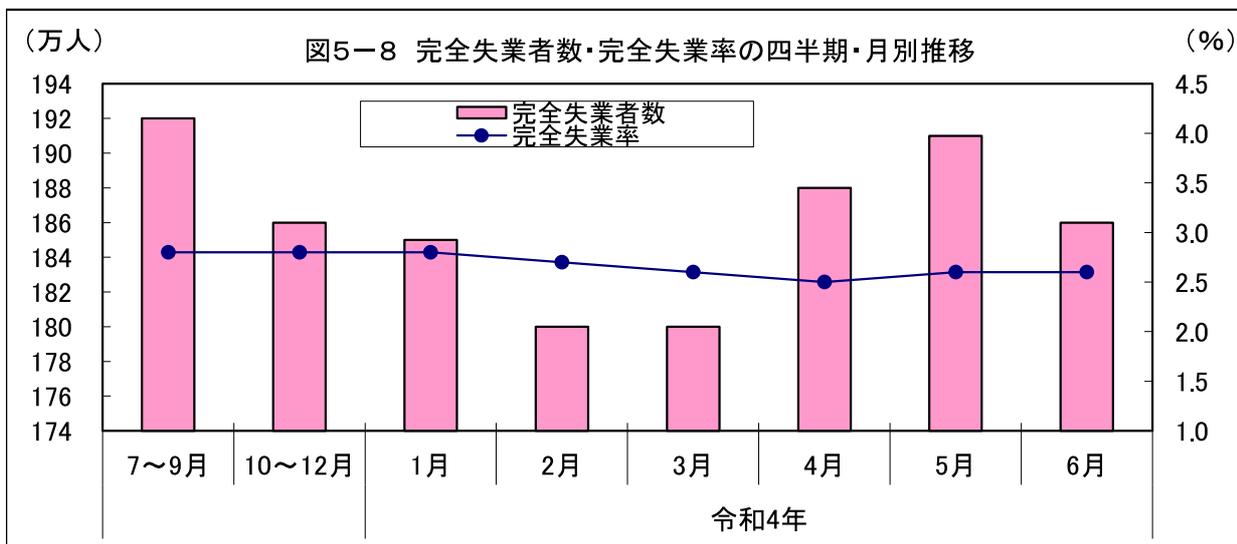


表5-8 完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移 (万人, %)

	令和3年				令和4年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
完全失業者数	193	209	192	186	185	180	180	188	191	186
完全失業率	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6

(5) 有効求人倍率

令和2年に大きく低下したが、依然として1倍を超えており、また、富山県は全国よりも高い水準にあり、持ち直しの動きが見られる。

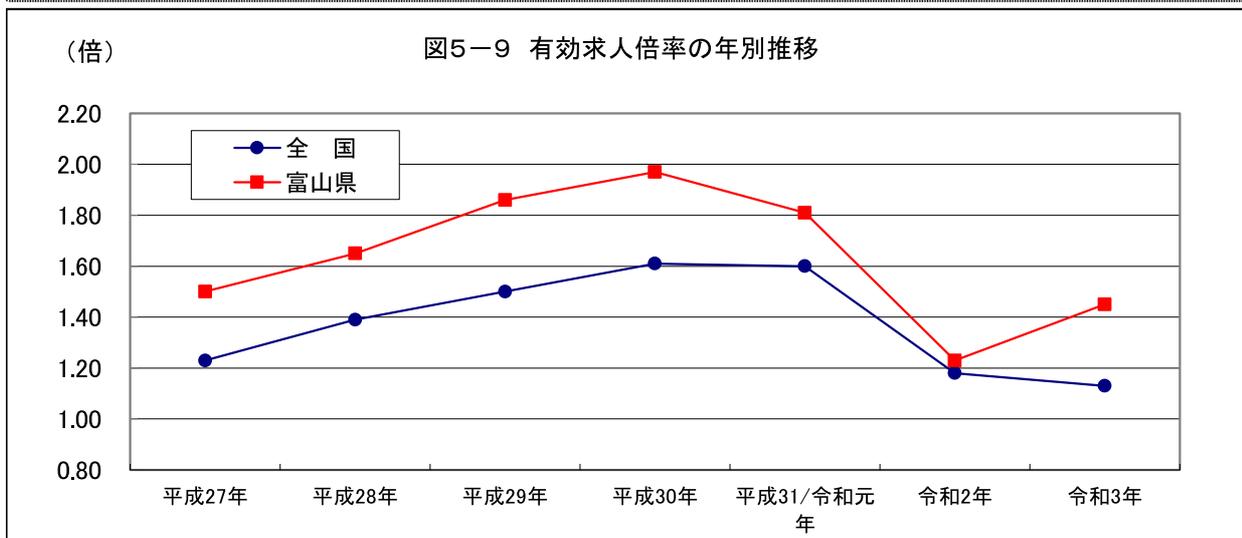


表5-9 有効求人倍率の年別推移 (倍)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	1.23	1.39	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13
富 山 県	1.50	1.65	1.86	1.97	1.81	1.23	1.45

(全国は季節調整値、富山県は原数値 富山県:年度)

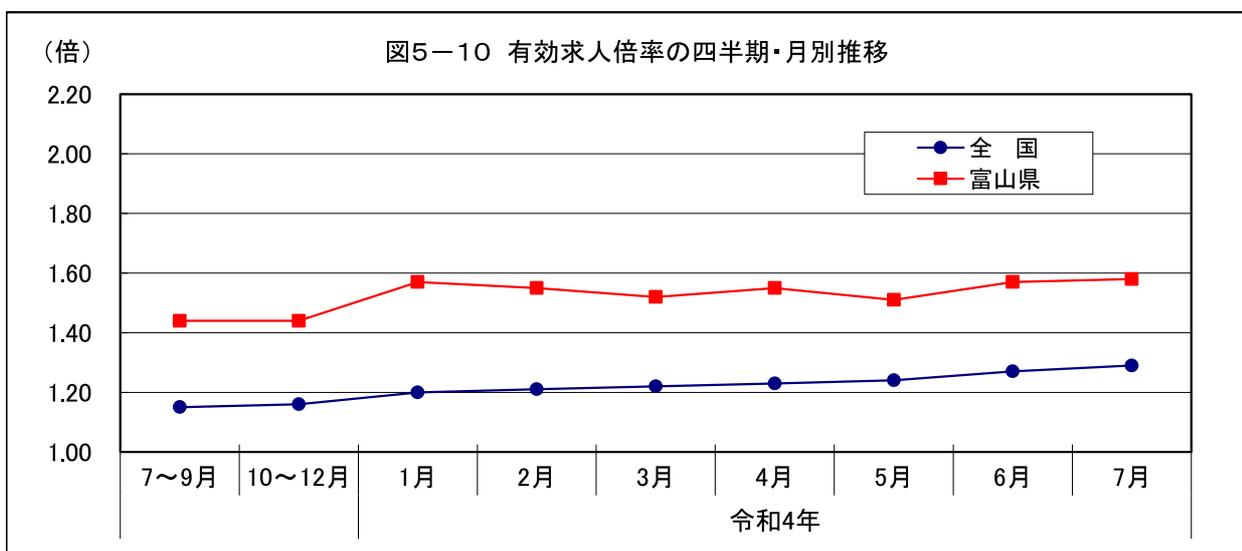


表5-10 有効求人倍率の四半期・月別推移 (倍)

	令和3年				令和4年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	1.09	1.11	1.15	1.16	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29
富 山 県	1.27	1.36	1.44	1.44	1.57	1.55	1.52	1.55	1.51	1.57	1.58

(全国、富山県とも季節調整値)

(6) 求人・求職状況（富山県）

新規求人数、新規求職申込件数とも、減少が続いていたが、令和3年度はいずれも増加に転じた。

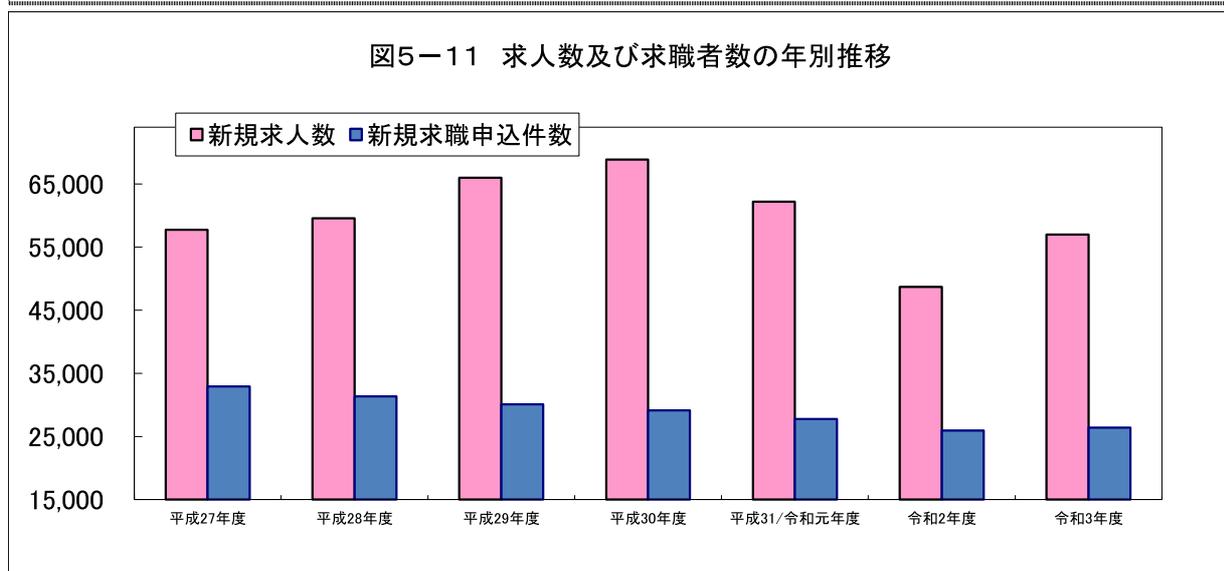


表5-11 求人及び求職状況の年別推移（パートを除く） (人,件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規求人数	57,730	59,572	66,013	68,886	62,183	48,686	56,990
新規求職申込件数	32,927	31,352	30,100	29,119	27,781	25,943	26,393

* 年度ごと(4月から翌年3月まで)の集計である。

(7) 企業の人員整理状況（富山県）

整理件数・人員とも、増加が続いていたが、令和3年度にいずれも減少した。

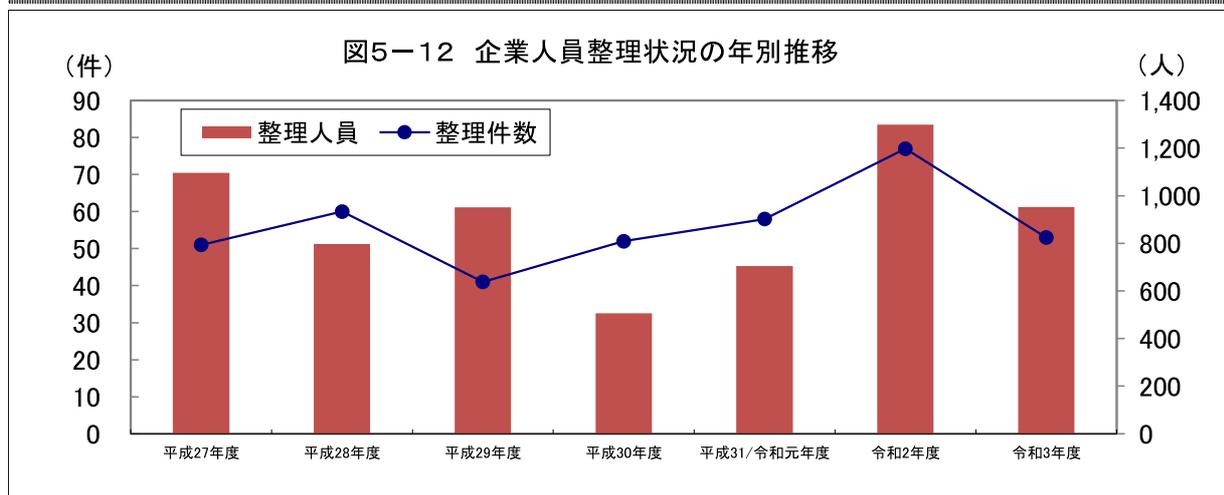


表5-12 企業人員整理状況の年別推移 (件, 人)

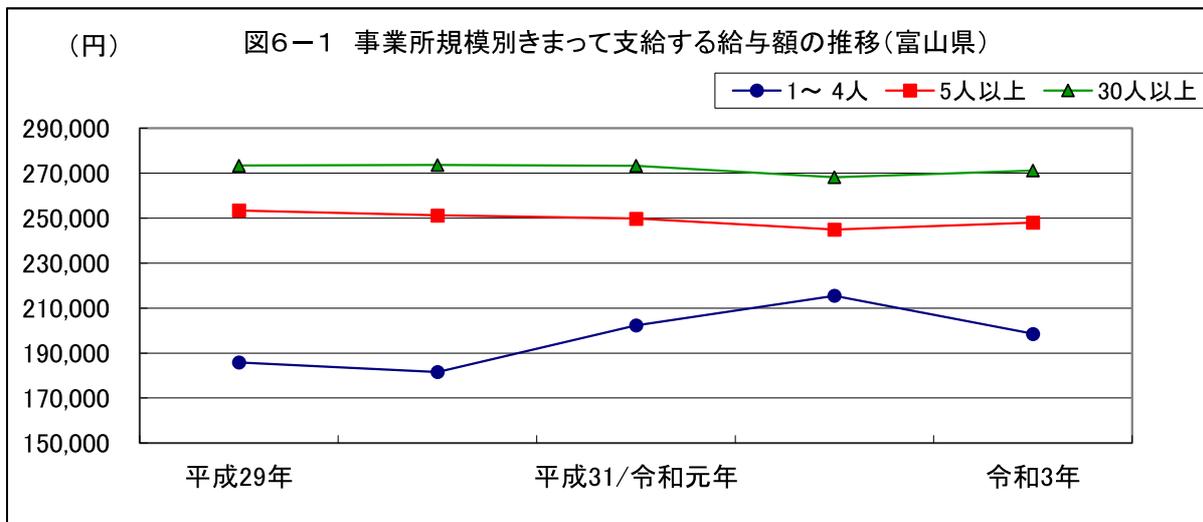
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度
整理件数	51	60	41	52	58	77	53
整理人員	1,096	797	951	506	705	1,298	953

* 整理人員5人以上

6 賃 金

(1) きまって支給する給与額

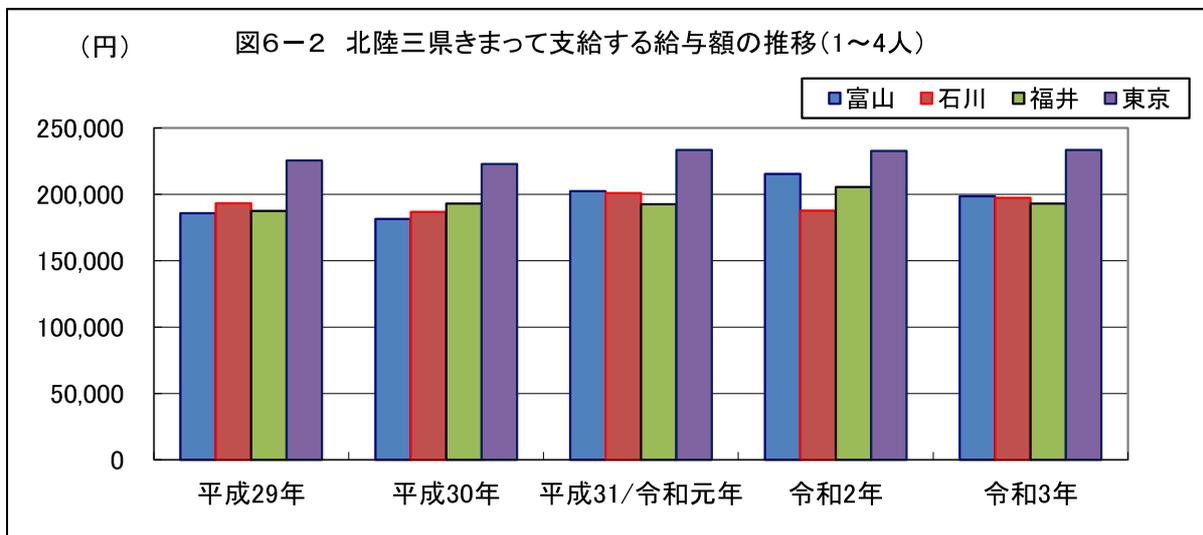
「30人以上」に対する「1～4人」の割合及び「東京」に対する「富山」の割合は、令和元年と令和3年を比較すると、ほぼ変動は見られない。



事業所規模別きまって支給する給与額及び規模間格差の推移(富山県)

	平成29年		平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
1～4人	185,807	68.0	181,562	66.3	202,345	74.0	215,469	80.4	198,532	73.2
5人以上	253,377	92.7	251,201	91.8	249,785	91.4	244,927	91.3	247,975	91.5
30人以上	273,357	100.0	273,646	100.0	273,298	100.0	268,159	100.0	271,122	100.0

(格差:規模30人以上=100)



北陸三県きまって支給する給与額の推移(規模1～4人)

	平成29年		平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年(注)	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	185,807	82.4	181,562	81.5	202,345	86.7	215,469	92.6	198,532	85.1
石川	193,246	85.7	186,753	83.8	200,937	86.1	187,841	80.7	197,403	84.6
福井	187,384	83.1	193,035	86.6	192,561	82.5	205,450	88.3	192,924	82.7
東京	225,510	100.0	222,802	100.0	233,466	100.0	232,714	100.0	233,343	100.0

(格差:東京=100)

注:令和2年は、規模5人未満の事業所を対象とする「毎月勤労統計調査(特別調査)」が中止され、代替調査(小規模事業所勤労統計調査)として実施されたため、経年比較にはなじまない。

(2) 短時間女性労働者の1時間当たり賃金額

「全国」に対する「富山」の割合は低下しており、格差は拡大した。
(ただし、調査事項の変更があったため、単純な比較にはなじまない。)

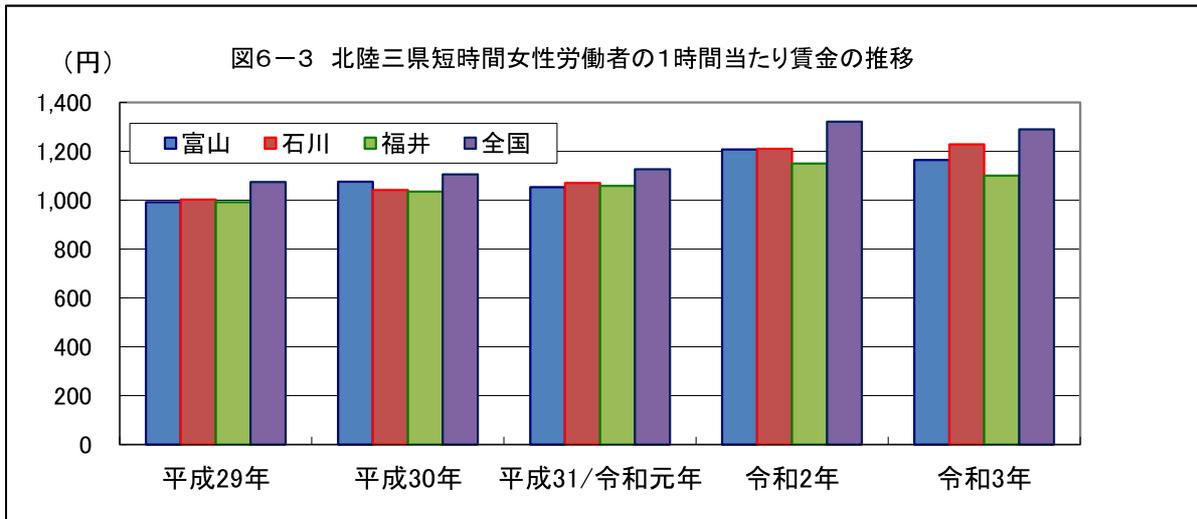


表6-3 北陸三県短時間女性労働者の1時間当たり賃金の推移(産業計, 規模10人以上)

	平成29年		平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年(注)	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	992	92.4	1,075	97.3	1,053	93.4	1,208	91.4	1,165	90.3
石川	1,002	93.3	1,041	94.2	1,070	94.9	1,210	91.6	1,229	95.3
福井	992	92.4	1,035	93.7	1,058	93.9	1,150	87.1	1,100	85.3
全国	1,074	100.0	1,105	100.0	1,127	100.0	1,321	100.0	1,290	100.0

(格差:全国=100)

注:令和元年調査までは、賃金額の高いもの(特定の職種に該当するもの)を除外して集計していた。

(3) 高校卒初任給(富山県)

男女とも、上昇傾向が続いていたが、令和3年に男性は減額に転じた。
(ただし、調査事項の変更があったため、単純比較にはなじまない。)

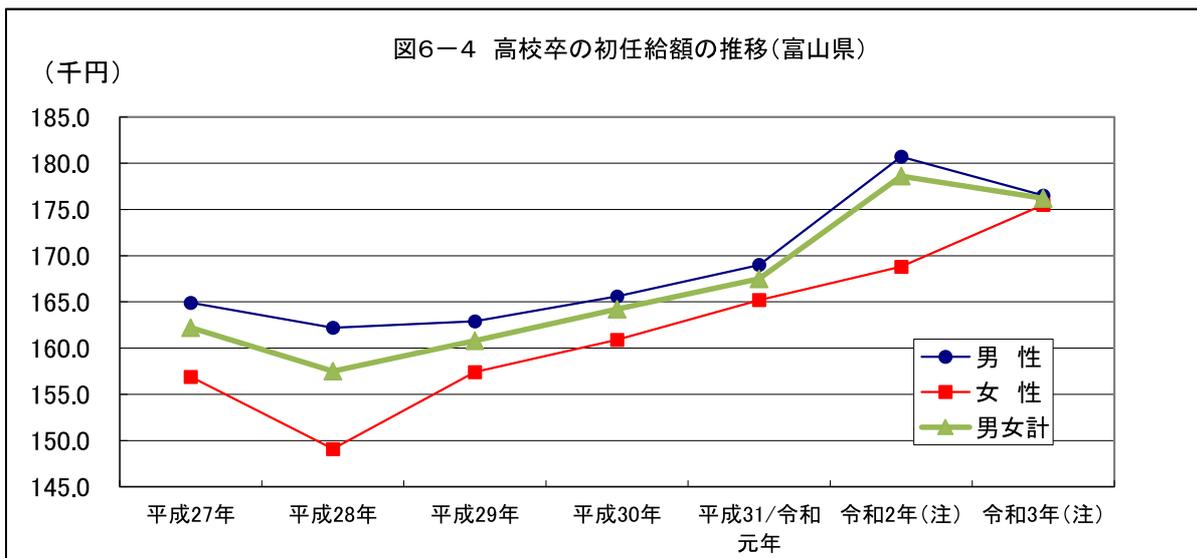


表6-4 高校卒の初任給額の推移(富山県)

(千円)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年(注)	令和3年(注)
男性	164.9	162.2	162.9	165.6	169.0	180.7	176.5
女性	156.9	149.1	157.4	160.9	165.2	168.8	175.5
男女計	162.2	157.5	160.8	164.2	167.5	178.6	176.2

注:初任給額の調査が廃止され、新規学卒者の所定内給与額(通勤手当を含む)として集計している。

7 企業倒産

令和3年は、全国、富山県とも減少となった。直近では、全国では微増傾向だが、富山県では、令和4年2月を除き一桁台となっている。

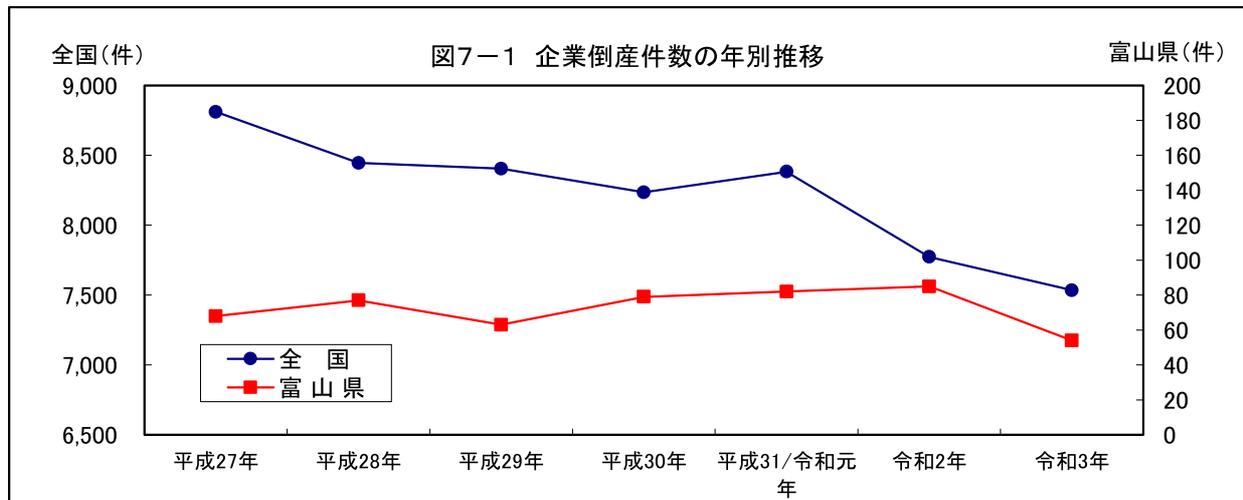


表7-1 企業倒産件数の年別推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年
全 国	8,812	8,446	8,405	8,235	8,383	7,773	7,535
富 山 県	68	77	63	79	82	85	54

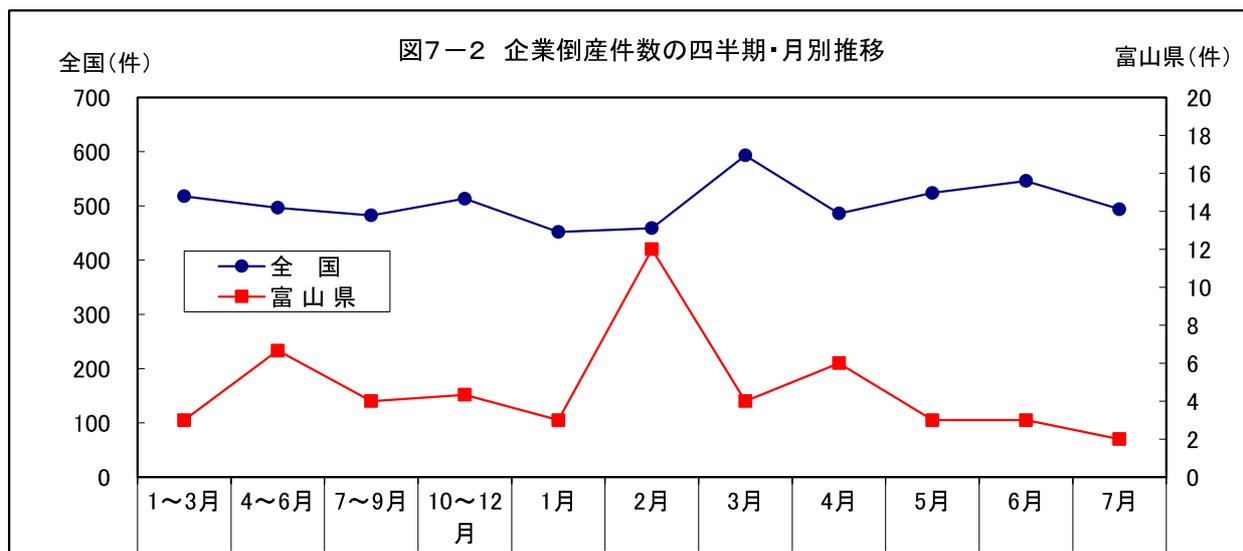


表7-2 企業倒産件数の四半期・月別推移 (東京商工リサーチ)

	令和3年				令和4年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	518	497	482	513	452	459	593	486	524	546	494
富 山 県	3	7	4	4	3	12	4	6	3	3	2

1か月当たり平均件数

各月の実件数

【資料出所】

項目	図番号	タイトル	資料出所			
			全国(他県)		富山県	
生産	1-1	鉱工業生産指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令4.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	1-2	鉱工業生産指数の四半期・月別推移				
	1-3	主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)	—	—	—	—
	1-4	主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)	—	—	—	—
国内需要	2-1	百貨店等販売額対前年同期比の年別推移	富山県	経済情勢報告(令4.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	2-2	百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-3	新車新規登録台数の年別推移				
	2-4	新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-5	新設住宅着工戸数の年別推移				
	2-6	新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-7	投資関連の年別推移	—	—		
	2-8	投資関連対前年同期比の四半期・月別推移	—	—		
物価・生計費	3-1	消費者物価指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令4.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	3-2	消費者物価指数の四半期・月別推移				
	3-3	勤労世帯消費支出の年別推移				
	3-4	勤労世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移				
	3-5	標準生計費の推移	各県 人事委	人事委員会勧告資料	富山県 人事委	人事委員会勧告資料
	3-6	生活保護基準額合計の推移	—	—	厚労省	生活保護実施要領等
貿易等	4-1	貿易額の年別推移	富山県	経済情勢報告(令4.6) 全国主要経済指標	—	—
	4-2	輸出入数量指数の四半期・月別推移				
	4-3	対米ドル円相場の年別推移				
	4-4	対米ドル円相場の四半期・月別推移				
雇用	5-1	常用雇用指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令4.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	5-2	常用雇用指数の四半期・月別推移				
	5-3	労働者1人平均月間総労働時間の推移	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令3年平均)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令3年平均)
	5-4	産業別労働者1人平均月間総労働時間(富山県)	—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令3年平均)
	5-5	所定外労働時間数の年別推移(製造業)	厚労省	毎月勤労統計調査 地方調査(厚労省HP)(令3未掲載)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令3年平均)
	5-6	所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業)	富山県	経済情勢報告(令4.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	5-7	完全失業者数・完全失業率の年別推移			—	—
	5-8	完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移			—	—
	5-9	有効求人倍率の年別推移			富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	5-10	有効求人倍率の四半期・月別推移	—	—	富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	5-11	求人数及び求職者数の年別推移(富山県)	—	—	富山 労働局	労働市場月報(令4.5)
	5-12	企業人員整理状況の年別推移(富山県)	—	—	—	—
賃金	6-1	事業所規模別きまって支給する給与額の推移(富山県)	—	—	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令3)
	6-2	北陸三県きまって支給する給与額の推移(1~4人)	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令3)	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令3)
			富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令3.7)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令3.7)
	6-3	北陸三県パートタイム女子労働者の1時間当たり賃金の推移	厚労省	賃金構造基本統計調査(令3)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令3)
6-4	高卒男女の初任給額の推移(富山県)	—	—	厚労省	賃金構造基本統計調査(令3)	
企業倒産	7-1	企業倒産件数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令4.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令4.8) 富山県主要経済指標
	7-2	企業倒産件数の四半期・月別推移				

令和4年度
特定最低賃金に関する基礎調査結果
(一般機械・自動車部品製造業)

令和4年9月
富山労働局賃金室

表1 令和4年度最低賃金基礎調査集計区分表

総計	大計	中計	明細	産業分類
調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	特定最低賃金適用除外者	1 特定最低賃金適用除外者(年齢、業務による除外)	
		製造業	2 製造業(明細番号10~19を除く)	E09~22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112、3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	3 情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	4 卸売業、小売業(明細番号20、21を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(1561を除く)、57、58、59(15911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	5 学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	6 宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	7 生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	8 医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	9 サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	10 非鉄金属製造業(アルミ関係)	E2322、2332、2352の一部、2353
			11 建築用金属製品等製造業	E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	12 玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業	E2594、2694
			13 他に分類されないはん用機械・装置製造業	E2596
			14 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業)	E2611の一部、2621の一部
			15 金属工作機械、機械工具製造業	E2661、2664
			16 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E3112、3113
		電気機械器具製造業	17 電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28
			18 電気機械器具製造業	E29(E294、297を除く)
			19 情報通信機械器具製造業	E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	20 百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	21 自動車(新車)小売業	I 5911

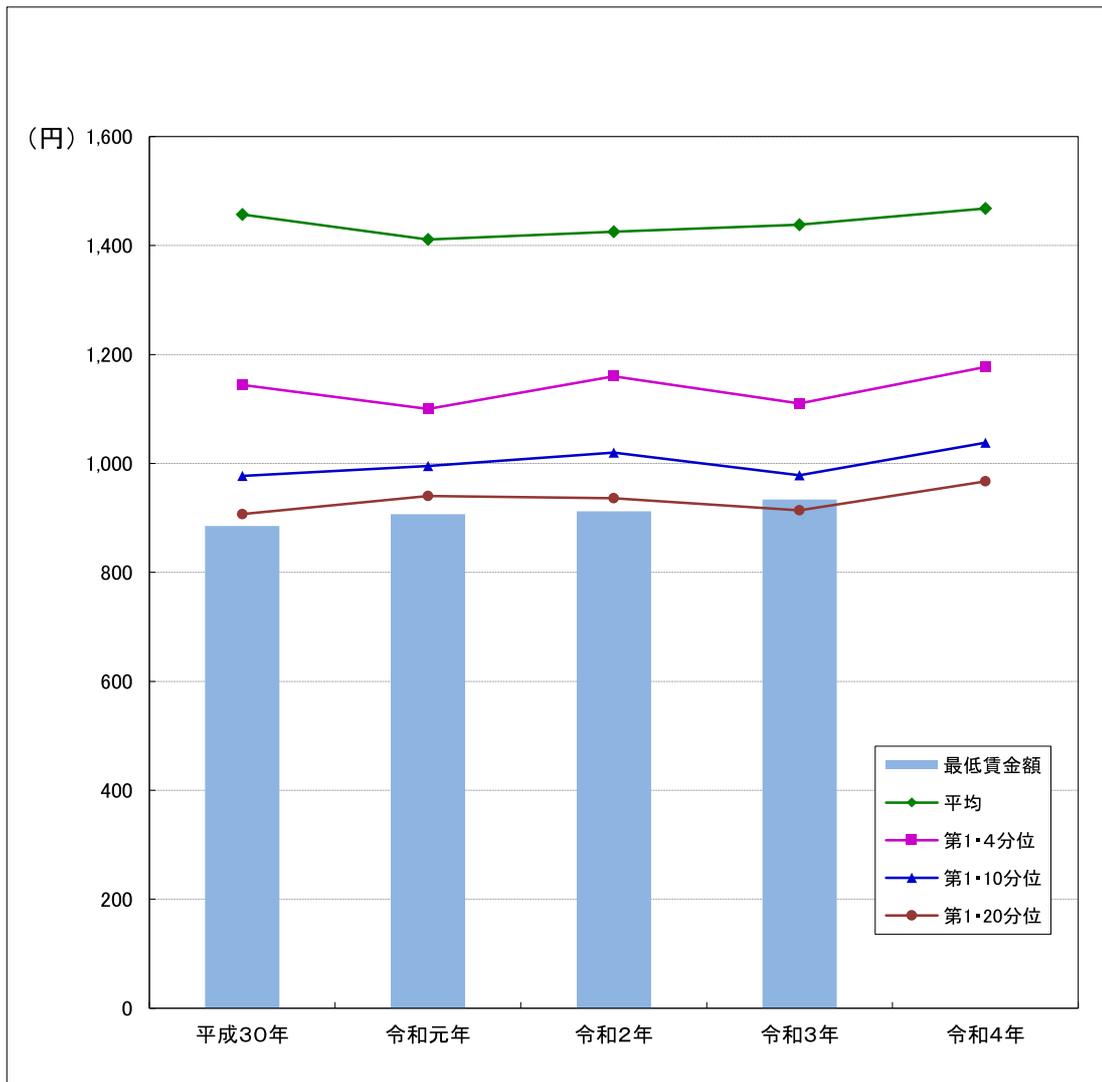
注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。

表2 令和4年度基礎調査 対象事業所数及び調査数

産業分類	計	調査対象事業所数			計	調査事業所数		
		事業所規模				事業所規模		
		1～9	10～29	30～99		1～9	10～29	30～99
調査産業計	22,695	17,801	4,402	492	855	479	273	103
地域別最低賃金適用産業計	22,211	17,677	4,171	363	555	414	124	17
製造業	3,001	1,889	751	361	100	50	34	16
情報通信業(新聞業、出版業)	31	23	6	2	2	1	0	1
卸売業、小売業	8,076	6,573	1,503		185	143	42	
学術研究、専門・技術サービス業	1,018	886	132		27	22	5	
宿泊業、飲食サービス業	3,198	2,512	686		68	50	18	
生活関連サービス業、娯楽業	2,040	1,806	234		45	40	5	
医療・福祉	2,318	1,692	626		65	50	15	
サービス業(他に分類されないもの)	2,529	2,296	233		63	58	5	
特定(産業別)最低賃金適用産業計	484	124	231	129	300	65	149	86
アルミ関連等製造業	118	31	44	43	79	18	29	32
一般機械器具、自動車・同附属品製造業	77	14	30	33	56	9	20	27
電気機械器具製造業	171	65	64	42	83	32	33	18
百貨店、総合スーパー(*)	11			11	9			9
自動車(新車)小売業	107	14	93		73	6	67	

(*)百貨店、総合スーパーについては、事業所規模100人以上の事業所も含まれる。

最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移(一般機械・自動車製造業)



		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1・20分位	金額(円)	907	940	936	914	967
	前年比(%)	4.25	3.64	-0.43	-2.35	5.80
第1・10分位	金額(円)	977	995	1,020	978	1,038
	前年比(%)	3.50	1.84	2.51	-4.12	6.13
第1・4分位	金額(円)	1,144	1,100	1,160	1,110	1,177
	前年比(%)	2.14	-3.85	5.45	-4.31	6.04
平均	金額(円)	1,457	1,411	1,425	1,438	1,468
	前年比(%)	4.74	-3.16	0.99	0.91	2.09

確定値

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)
04年

総括表(1)

産業：一般機械・自動車製造業

就業形態：全て

産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	全県	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	2,220	60	477	1,682	2,220		9	1,834	249	128	
円	23	2	13	9	23			20		3	
- 923	(1.1)	(3.3)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)		(2.7)	
924 - 924	23	2	13	9	23			20		3	
	(1.1)	(3.3)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)		(2.7)	
925 - 925	23	2	13	9	23			20		3	
	(1.1)	(3.3)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)		(2.7)	
926 - 926	23	2	13	9	23			20		3	
	(1.1)	(3.3)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)		(2.7)	
927 - 927	23	2	13	9	23			20		3	
	(1.1)	(3.3)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)		(2.7)	
928 - 928	23	2	13	9	23			20		3	
	(1.1)	(3.3)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)		(2.7)	
929 - 929	23	2	13	9	23			20		3	
	(1.1)	(3.3)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)		(2.7)	
930 - 930	25	4	13	9	25			21	1	3	
	(1.1)	(6.6)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)	(0.4)	(2.7)	
931 - 931	25	4	13	9	25			21	1	3	
	(1.1)	(6.6)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)	(0.4)	(2.7)	
932 - 932	25	4	13	9	25			21	1	3	
	(1.1)	(6.6)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)	(0.4)	(2.7)	
933 - 933	25	4	13	9	25			21	1	3	
	(1.1)	(6.6)	(2.6)	(0.5)	(1.1)			(1.1)	(0.4)	(2.7)	
934 - 934	40	4	16	20	40			33	3	3	
	(1.8)	(6.6)	(3.3)	(1.2)	(1.8)			(1.8)	(1.2)	(2.7)	
935 - 935	43	5	16	22	43			37	3	3	
	(1.9)	(8.3)	(3.3)	(1.3)	(1.9)			(2.0)	(1.2)	(2.7)	
936 - 936	43	5	16	22	43			37	3	3	
	(1.9)	(8.3)	(3.3)	(1.3)	(1.9)			(2.0)	(1.2)	(2.7)	
937 - 937	43	5	16	22	43			37	3	3	
	(1.9)	(8.3)	(3.3)	(1.3)	(1.9)			(2.0)	(1.2)	(2.7)	
938 - 938	43	5	16	22	43			37	3	3	
	(1.9)	(8.3)	(3.3)	(1.3)	(1.9)			(2.0)	(1.2)	(2.7)	
939 - 939	43	5	16	22	43			37	3	3	
	(1.9)	(8.3)	(3.3)	(1.3)	(1.9)			(2.0)	(1.2)	(2.7)	
940 - 940	52	5	16	31	52			46	3	3	
	(2.4)	(8.3)	(3.3)	(1.9)	(2.4)			(2.5)	(1.2)	(2.7)	
941 - 941	52	5	16	31	52			46	3	3	
	(2.4)	(8.3)	(3.3)	(1.9)	(2.4)			(2.5)	(1.2)	(2.7)	
942 - 942	52	5	16	31	52			46	3	3	
	(2.4)	(8.3)	(3.3)	(1.9)	(2.4)			(2.5)	(1.2)	(2.7)	
943 - 943	55	5	16	34	55			48	3	3	
	(2.5)	(8.3)	(3.3)	(2.0)	(2.5)			(2.6)	(1.2)	(2.7)	
944 - 944	55	5	16	34	55			48	3	3	
	(2.5)	(8.3)	(3.3)	(2.0)	(2.5)			(2.6)	(1.2)	(2.7)	
945 - 945	57	5	16	36	57			50	3	3	
	(2.6)	(8.3)	(3.3)	(2.1)	(2.6)			(2.7)	(1.2)	(2.7)	
946 - 946	59	5	18	36	59			50	3	6	
	(2.7)	(8.3)	(3.8)	(2.1)	(2.7)			(2.7)	(1.2)	(4.4)	
947 - 947	59	5	18	36	59			50	3	6	
	(2.7)	(8.3)	(3.8)	(2.1)	(2.7)			(2.7)	(1.2)	(4.4)	
948 - 948	63	5	20	38	63			55	3	6	
	(2.9)	(8.3)	(4.2)	(2.3)	(2.9)			(3.0)	(1.2)	(4.4)	
949 - 949	63	5	20	38	63			55	3	6	
	(2.9)	(8.3)	(4.2)	(2.3)	(2.9)			(3.0)	(1.2)	(4.4)	
950 - 950	68	6	22	40	68			60	3	6	
	(3.1)	(10.0)	(4.7)	(2.4)	(3.1)			(3.3)	(1.2)	(4.4)	
951 - 951	68	6	22	40	68			60	3	6	
	(3.1)	(10.0)	(4.7)	(2.4)	(3.1)			(3.3)	(1.2)	(4.4)	
952 - 952	69	6	23	40	69			60	4	6	
	(3.1)	(10.0)	(4.9)	(2.4)	(3.1)			(3.3)	(1.7)	(4.4)	
953 - 953	69	6	23	40	69			60	4	6	
	(3.1)	(10.0)	(4.9)	(2.4)	(3.1)			(3.3)	(1.7)	(4.4)	
954 - 954	69	6	23	40	69			60	4	6	
	(3.1)	(10.0)	(4.9)	(2.4)	(3.1)			(3.3)	(1.7)	(4.4)	
955 - 955	72	6	23	42	72			62	4	6	
	(3.2)	(10.0)	(4.9)	(2.5)	(3.2)			(3.4)	(1.7)	(4.4)	
956 - 956	72	6	23	42	72			62	4	6	
	(3.2)	(10.0)	(4.9)	(2.5)	(3.2)			(3.4)	(1.7)	(4.4)	
957 - 957	72	6	23	42	72			62	4	6	
	(3.2)	(10.0)	(4.9)	(2.5)	(3.2)			(3.4)	(1.7)	(4.4)	
958 - 958	72	6	23	42	72			62	4	6	
	(3.2)	(10.0)	(4.9)	(2.5)	(3.2)			(3.4)	(1.7)	(4.4)	
959 - 959	72	6	23	42	72			62	4	6	
	(3.2)	(10.0)	(4.9)	(2.5)	(3.2)			(3.4)	(1.7)	(4.4)	
960 - 960	95	6	34	55	95		2	77	6	10	
	(4.3)	(10.0)	(7.1)	(3.3)	(4.3)		(22.4)	(4.2)	(2.5)	(7.8)	
961 - 961	97	6	34	57	97		2	79	6	10	
	(4.4)	(10.0)	(7.1)	(3.4)	(4.4)		(22.4)	(4.3)	(2.5)	(7.8)	
	97	6	34	57	97		2	79	6	10	

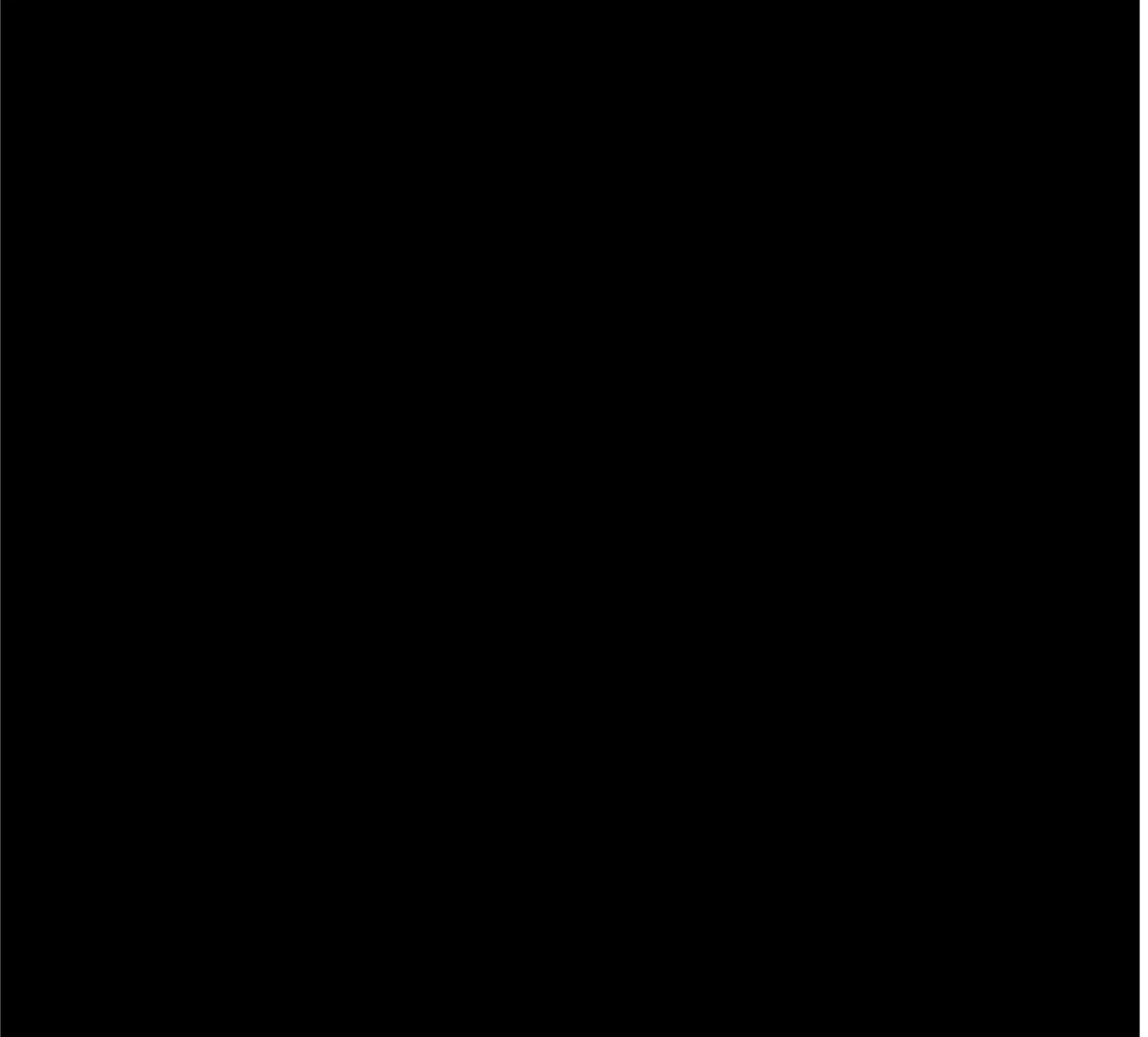
962	962	(4.4)	(10.0)	(7.1)	(3.4)	(4.4)		(22.4)	(4.3)	(2.5)	(7.8)
		97	6	34	57	97		2	79	6	10
963	963	(4.4)	(10.0)	(7.1)	(3.4)	(4.4)		(22.4)	(4.3)	(2.5)	(7.8)
		97	6	34	57	97		2	79	6	10
964	964	(4.4)	(10.0)	(7.1)	(3.4)	(4.4)		(22.4)	(4.3)	(2.5)	(7.8)
		109	6	34	69	109		2	90	6	10
965	965	(4.9)	(10.0)	(7.1)	(4.1)	(4.9)		(22.4)	(4.9)	(2.5)	(7.8)
		111	6	34	71	111		2	92	6	10
966	966	(5.0)	(10.0)	(7.1)	(4.2)	(5.0)		(22.4)	(5.0)	(2.5)	(7.8)
		115	6	34	75	115		2	95	6	12
967	967	(5.2)	(10.0)	(7.1)	(4.5)	(5.2)		(22.4)	(5.2)	(2.5)	(9.3)
		115	6	34	75	115		2	95	6	12
968	968	(5.2)	(10.0)	(7.1)	(4.5)	(5.2)		(22.4)	(5.2)	(2.5)	(9.3)
		117	6	34	77	117		2	95	9	12
969	969	(5.3)	(10.0)	(7.1)	(4.6)	(5.3)		(22.4)	(5.2)	(3.4)	(9.3)
		117	6	34	77	117		2	95	9	12
970	970	(5.3)	(10.0)	(7.1)	(4.6)	(5.3)		(22.4)	(5.2)	(3.4)	(9.3)
		117	6	34	77	117		2	95	9	12
971	971	(5.3)	(10.0)	(7.1)	(4.6)	(5.3)		(22.4)	(5.2)	(3.4)	(9.3)
		120	7	34	79	120		2	98	9	12
972	972	(5.4)	(11.6)	(7.1)	(4.7)	(5.4)		(22.4)	(5.3)	(3.4)	(9.3)
		120	7	34	79	120		2	98	9	12
973	973	(5.4)	(11.6)	(7.1)	(4.7)	(5.4)		(22.4)	(5.3)	(3.4)	(9.3)
		122	7	34	81	122		2	100	9	12
974	974	(5.5)	(11.6)	(7.1)	(4.8)	(5.5)		(22.4)	(5.4)	(3.4)	(9.3)
		127	7	34	86	127		2	104	9	12
975	975	(5.7)	(11.6)	(7.1)	(5.1)	(5.7)		(22.4)	(5.7)	(3.4)	(9.3)
		127	7	34	86	127		2	104	9	12
976	976	(5.7)	(11.6)	(7.1)	(5.1)	(5.7)		(22.4)	(5.7)	(3.4)	(9.3)
		127	7	34	86	127		2	104	9	12
977	977	(5.7)	(11.6)	(7.1)	(5.1)	(5.7)		(22.4)	(5.7)	(3.4)	(9.3)
		127	7	34	86	127		2	104	9	12
978	978	(5.7)	(11.6)	(7.1)	(5.1)	(5.7)		(22.4)	(5.7)	(3.4)	(9.3)
		127	7	34	86	127		2	104	9	12
979	979	(5.7)	(11.6)	(7.1)	(5.1)	(5.7)		(22.4)	(5.7)	(3.4)	(9.3)
		129	7	34	88	129		2	107	9	12
980	980	(5.8)	(11.6)	(7.1)	(5.2)	(5.8)		(22.4)	(5.8)	(3.4)	(9.3)
		129	7	34	88	129		2	107	9	12
981	981	(5.8)	(11.6)	(7.1)	(5.2)	(5.8)		(22.4)	(5.8)	(3.4)	(9.3)
		131	7	34	90	131		2	109	9	12
982	982	(5.9)	(11.6)	(7.1)	(5.4)	(5.9)		(22.4)	(5.9)	(3.4)	(9.3)
		131	7	34	90	131		2	109	9	12
983	983	(5.9)	(11.6)	(7.1)	(5.4)	(5.9)		(22.4)	(5.9)	(3.4)	(9.3)
		140	7	34	99	140		2	118	9	12
984	984	(6.3)	(11.6)	(7.1)	(5.9)	(6.3)		(22.4)	(6.4)	(3.4)	(9.3)
		144	7	36	102	144		2	120	11	12
985	989	(6.5)	(11.6)	(7.5)	(6.0)	(6.5)		(22.4)	(6.5)	(4.3)	(9.3)
		154	7	37	110	154		4	125	11	14
990	999	(7.0)	(11.6)	(7.7)	(6.6)	(7.0)		(48.1)	(6.8)	(4.3)	(11.1)
		178	7	42	128	178		7	141	13	17
1000	1009	(8.0)	(11.6)	(8.9)	(7.6)	(8.0)		(74.2)	(7.7)	(5.2)	(13.6)
		191	7	50	135	191		7	155	13	17
1010	1019	(8.6)	(11.6)	(10.4)	(8.0)	(8.6)		(74.2)	(8.4)	(5.2)	(13.6)
		209	7	56	146	209		7	172	13	17
1020	1029	(9.4)	(11.6)	(11.7)	(8.7)	(9.4)		(74.2)	(9.4)	(5.2)	(13.6)
		228	7	59	161	228		7	190	13	18
1030	1039	(10.3)	(11.6)	(12.4)	(9.6)	(10.3)		(74.2)	(10.3)	(5.2)	(14.4)
		252	7	66	179	252		7	207	15	23
1040	1049	(11.3)	(11.6)	(13.7)	(10.7)	(11.3)		(74.2)	(11.3)	(6.1)	(17.9)
		273	9	68	196	273		7	228	15	23
1050	1059	(12.3)	(14.8)	(14.2)	(11.7)	(12.3)		(74.2)	(12.5)	(6.1)	(17.9)
		290	9	73	207	290		7	244	15	24
1060	1069	(13.0)	(14.8)	(15.3)	(12.3)	(13.0)		(74.2)	(13.3)	(6.1)	(18.9)
		310	13	76	220	310		7	262	15	26
1070	1079	(13.9)	(21.3)	(16.0)	(13.1)	(13.9)		(74.2)	(14.3)	(6.1)	(20.4)
		328	13	80	236	328		7	276	17	28
1080	1089	(14.8)	(21.3)	(16.7)	(14.0)	(14.8)		(74.2)	(15.0)	(7.0)	(22.2)
		351	13	83	255	351		7	298	17	28
1090	1099	(15.8)	(21.3)	(17.3)	(15.2)	(15.8)		(74.2)	(16.3)	(7.0)	(22.2)
		625	22	151	451	625		9	534	33	49
1100	1199	(28.2)	(37.3)	(31.7)	(26.8)	(28.2)		(100.0)	(29.1)	(13.4)	(38.1)
		873	27	218	628	873			736	62	67
1200	1299	(39.3)	(45.4)	(45.6)	(37.4)	(39.3)			(40.1)	(24.8)	(52.6)
		1,146	35	274	837	1,146			970	93	74
1300	1399	(51.6)	(58.2)	(57.4)	(49.7)	(51.6)			(52.9)	(37.4)	(57.5)
		1,340	39	314	987	1,340			1,139	109	83
1400	1499	(60.4)	(64.7)	(65.8)	(58.7)	(60.4)			(62.1)	(43.5)	(65.3)
		2,220	60	477	1,682	2,220			1,834	249	128
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金		246,330	232,306	234,972	250,056	246,330		171,521	243,106	276,421	239,011
時均賃金		1,468	1,403	1,432	1,479	1,468		1,016	1,447	1,646	1,455
一人当たり労働時間		167	163	162	169	167		169	168	167	163
1・20分位係数		967	930	960	975	967		960	966	1,000	960
1・10分位係数		1,038	972	1,019	1,043	1,038		960	1,038	1,131	990
1・4分位係数		1,177	1,134	1,155	1,188	1,177		993	1,171	1,316	1,100
1・1分位係数		1,384	1,338	1,335	1,401	1,384		1,002	1,375	1,580	1,286
四分位偏差係数		0.1731	0.1993	0.1702	0.1717	0.1731		0.0534	0.1696	0.1840	0.2182
【上段】 累積労働者数		【下段】 累積構成比									

最低賃金に関する労使協定一覧（令和2年度～令和4年度）

玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業

（金額は、上から令和4年度、令和3年度、令和2年度のもの）

協定締結 労働組合名	労 使 協 定 の 内 容			備 考
	月 額	日 額	時間額	



（注）法人に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号イに該当するため、不開示とした。

富山県における最低賃金の改正等の状況

最低賃金件名		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率
富山県最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額	700円	1.16%	712円	1.71%	728円	2.25%	746円	2.47%	770円	3.22%	795円	3.25%	821円	3.27%	848円	3.29%	849円	0.12%	877円	3.30%
	発効日	H24.11.4		H25.10.6		H26.10.1		H27.10.1		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R1.10.1		R2.10.1		R3.10.1	
洋紙、板紙、学用紙製品製造業最低賃金	日額	5,637円	—	5,637円	—	5,637円	—														
	時間額	705円	—	705円	—	705円	—														
	発効日	—		—		H27.3.24(廃止)															
高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業最低賃金	日額	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—								
	時間額	753円	—	753円	—	753円	—	753円	—	753円	—	753円	—								
	発効日	—		—		—		—		—		H29.11.29(廃止)									
アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金	時間額	775円	—	779円	0.52%	779円	—	781円	0.26%	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	779円	—
	発効日	H25.1.2(新設)		H25.12.28		—		H27.12.26		—		—		—		—		—		—	
玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	時間額	804円	0.50%	810円	0.75%	820円	1.23%	833円	1.59%	846円	1.56%	864円	2.13%	885円	2.43%	907円	2.49%	912円	0.55%	934円	2.41%
	発効日	H25.1.2		H25.12.1		H26.11.19		H28.3.11		H28.12.10		H29.12.17		H30.12.13		R1.12.11		R2.12.19		R3.12.24	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	745円	0.81%	750円	0.67%	760円	1.33%	772円	1.58%	786円	1.81%	800円	1.78%	823円	2.88%	849円	3.16%	851円	0.24%	879円	3.29%
	発効日	H25.2.24		H25.12.21		H26.12.11		H27.12.30		H28.12.24		H29.12.22		H30.12.26		R1.12.19		R2.12.18		R3.12.24	
百貨店、総合スーパー最低賃金	時間額	770円	0.26%	770円	—	790円	2.60%	800円	1.27%	810円	1.25%	820円	1.23%	840円	2.44%	860円	2.38%	865円	0.58%	890円	2.89%
	発効日	H24.12.20		—		H26.11.15		H27.12.18		H28.12.18		H29.12.6		H30.11.30		R1.12.5		R2.12.9		R3.12.26	
自動車(新車)小売業最低賃金	時間額	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—
	発効日	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	

資料No.9

※ 黄色網掛けは当該年度に改正されたものを示す。